

日本銀行制度の改革について

鐘ヶ江毅

目次

はじめに

I. 日本銀行制度の歴史的特質

1. 創立時における日本銀行の特質
2. 日本銀行法の特質

II. 日本銀行制度の主要国との比較で見た特質

III. 日本銀行制度の中心的問題点

—金融制度調査会答申（1960年）・同説明書に見る—

-
- * なお、本稿は、名古屋大学経済学部千田純一教授、愛知大学経済学部奥野博幸教授および筆者から構成される「金融システム研究会」で行った、報告を基に作成したものである。この機会に、研究会における両教授の貴重な指摘および助言に対して深甚なる謝意を表すものである。ただし、残されているであろう誤りや不十分な点は全て筆者の責任である。
 - * * 本稿の内容は、平成6年7月2日の金融学会中部部会および同年9月17日のフライブルグ大学・名古屋大学ジョイント・セミナーにおいて報告し、多くの貴重な指摘と助言をいただいた。関係の諸先生に謝意を表するものである。
 - * * * 本稿は中京大学経済学部附属経済研究所「ディスカッション・ペーパーシリーズ」No.19に掲載した論文に修正を加えたものである。

1. 政府と日本銀行との関係
2. 日本銀行の目的と指導理念
3. 日本銀行の資本金
4. 政策委員会
5. 金融政策手段
6. 発券制度

IV. 日本銀行の独立性と金融政策の中立性

1. 中央銀行の独立性の意義
2. 中央銀行の独立性の長所と短所
3. 日本銀行の法的地位
4. 日本銀行と政府の法律上・慣行上の関係
5. 我が国の金融政策の決定における政府が関与した事例

V. 日本銀行制度の改革に向けて（結びに代えて）

1. これまでの要約
2. 日本銀行法改正の必要性
3. 日本銀行制度改革の方法

[参考文献]

- [資料] 1. 日本銀行条例とベルギー国立銀行条例
2. ドイツライヒスバンク法と日本銀行法
3. 日本銀行法と「日本銀行制度に関する答申」

はじめに

現在、我が国では戦中・戦後の経済・金融体制のリストラクチャリングが進んでいる。金融制度については、平成3（1991）年6月の金融制度調査会の答申「新しい金融制度について」に基づいて、金融制度改革法が成立し、その後、各業態の子会社設立が進んでおり、銀行、証券、信託の各業務分野の相互乗り入れが実行階段にある。今回の金融制度改革は、部分的であり、かつ多くの問題点を残してはいるが、それは、戦後一貫して維持されてきた民間金融体制の画期的な変革であり、それなりに評価されよう。

しかし、我が国の金融制度において見直されるべき問題は、まだ幾つか残されている。その一つは公的金融制度であり、とりわけ金融制度の中核を占める中央銀行制度すなわち日本銀行制度の見直しは、郵便貯金制度や公的金融機関の見直し以上に今日の重要な問題である。

現行の日本銀行制度は、昭和17（1942）年の戦時立法である日本銀行法を根拠法としている。それは、同法第1、2条に見られるように、戦争遂行を念頭においたファシズムの思想に基づいたものであったことは否定することができない。日本銀行法は、同法成立3年前（1939年）に成立したドイツ・ライヒスバーンク法を範として作成されたことは疑う余地がない。二つの法律の公布者にそれぞれ当時の内閣総理大臣東条英機および総統Adolf Hitlerの名が記されていることがそれを示している。

周知のごとく、日本銀行法は、過去2回、改正が企てられた。第1回目は昭和35（1960）年の金融制度調査会による答申であり、第2回目は昭和40（1965）年の大蔵省主導による法改正の試みである。前者は、金融制度調査会において、政府と日本銀行の関係に関して合意を見ることができず、答申においてA・B両案が併記される結果となり、法改正は失敗に終った。また、後者は、大蔵省により改正法案が作成されたが、関係機関間の意見調整が出来ず、国会への法案提出に至らなかった。そ

れ以降は、法改正への表だった動きは見られない。

昭和35年、当時の金融制度調査会会長渋沢敬三は、答申に際して、A・B両案併記となつたのは、「我が国の政治的、経済的な状態そのものが、どちらかの主張を決定的にするほどには固まつていないところから来るものと考えられる」(大蔵省銀行局編、「金融制度調査会答申及び関係資料」、序・本稿巻末の資料3参照)と述べたが、その後三十数年を経過した今日、世界と我が国の政治・経済情勢は大きく変化した。今や、時代に即応した我が国新しい中央銀行制度のあり方について再検討すべき時が到来していると言えよう。

本稿の目的は、現行の日本銀行制度の根本的・総合的見直しの気掛けを提供することにあり、中央銀行の機能や金融政策に関する理論的分析を行うものではない。以下論述の順序を示すと、まず、Iでは、日本銀行誕生および日本銀行改組(日本銀行法成立)の歴史的背景を垣間見ことによって、現在の日本銀行の特質を指摘し、次いで、IIでは、日本銀行制度を主要国(ドイツおよび米国)のそれと比較することによって、同制度の特色を明らかにする。

さらに、IIIでは、日本銀行制度の中心的問題点を、昭和35年の金融制度調査会の答申を足掛りにして考察し、IVでは、それらの中の核心である日本銀行の独立性と金融政策の中立性の問題点を歴史的事実によって実証する。そして最後に、Vでは、結び代えて、日本銀行制度改革の方法に関する提言を行うことにしたい。

I. 日本銀行制度の歴史的特質

現行の日本銀行制度の実体を知るためにには、その歴史的パースペクティヴを欠くことができない。特に、その根拠法である日本銀行法が、昭和17(1942)年に公布されて以来、政策委員会の設置〔昭和24(1949)年〕と準備預金制度に関する法律の制定〔昭和32(1957)年〕に伴う改正以外、大きな修正を受けていないことから、日本銀行法とその前身で

ある「日本銀行条例」制定当時の歴史的背景を知ることが重要である。以下では、日本銀行条例の典拠とされるベルギー国立銀行条例、日本銀行法の範とされたドイツ国立銀行法（ライヒスバンク法）との類似点を見ることによって、日本銀行制度の歴史的特質を考察する。

なお、これらについては、吉野俊彦（1938、1962）、日本銀行「日本銀行百年史」および日本銀行調査局資料「中央銀行制度の諸問題」（巻末文献参照）に負う所が大きいことを予め断っておきたい。

1. 創立時における日本銀行の特質

(1) 日本銀行創立の経緯

明治維新以降、政府は、積極的な殖産興業政策を探り、また、明治10（1877）年2月の西南戦争の戦費調達のため、不換政府紙幣および不換国立銀行紙幣を乱発した。日本銀行は、その整理とインフレ対策を主な目的として、明治15（1882）年6月、日本銀行条例に基づき創立された。

日本銀行創立の提議は、明治14（1881）年6月、内務卿から参議兼大蔵卿（明治18年の官制改革で大蔵大臣に改称）に就任した松方正義によるもので、松方は、正貨兌換の銀行券を発行して通貨価値の安定を図り、銀行制度を整備して近代的信用制度を確立するために、中央銀行を設立することが不可欠であると考えた。

松方は、既に、大蔵大輔（現在の次官）時代、当時の大蔵省銀行局長齊藤済を随員として渡欧し、フランスの大蔵大臣レオン・セイ（古典経済学者 J. B. Say の孫）の示唆に基いて、比較的新しく、欧州各国の中央銀行制度の長所を取り入れ、中央銀行に対し政府が優位に立つベルギー国立銀行制度を調査・研究していたので、大蔵卿に就任するや、ベルギー国立銀行条例（1850年—嘉永3年、別添資料1参照）を基に、日本銀行条例の原案作成を進めた。条例は、所定の手続を経て、明治15（1882）年6月に公布された。

(2) 日本銀行条例とベルギー国立銀行条例の比較で見た日本銀行の特質

日本銀行条例・定款が、ベルギー国立銀行のそれを典拠としていることは、松方自身が、その後、明治の末年、当時の皇太子への進講草稿の中で書いているが、⁽¹⁾それは、日本銀行条例とベルギー国立銀行条例とを比較・対照させることにより、一層明らかとなる。

両者の主な類似点を挙げると、以下の通りである（条文番号までが相い符合していることは注目に値する）。

- ①営業年限の定めのある株式会社組織としたこと（共に第3条）。
- ②営業上、商業金融中心主義を標榜し、産業金融に対する進出を禁止したこと（日本：第11条。ベルギー：第8条）。
- ③国庫金の取扱を行なうものとしたこと（日本：第13条、ベルギー：第10条）。
- ④公債の保有ないし公債担保の貸出について、その金額利子等を政府の許可事項としたこと（共に第16条）。
- ⑤政府において必要と認めるときは店舗の設置を銀行に命じ得ること（共に第2条）。
- ⑥総裁は国の元首が任命すること（日本：第18条、ベルギー：第19条）。
- ⑦重役集会、監事会、株主総会の制度が有ること（日本：第19条、ベルギー：20条等）。
- ⑧政府は、銀行を監督し、不利と認める事件を制止する権限を持つこと（共に第24条）。
- ⑨政府の派遣する監理官の制度が有ること（共に第21条）。
- ⑩定款の変更は政府の許可を要すること（共に第23条）。
- ⑪政府に対し毎月1回報告書提出の義務を課したこと（共に第22条）。

以上の類似点を総括すると、政府の中央銀行に対する行政権、監督権限が強力であるということに尽きる。これは日本銀行条例の原案作成者である松方が、国会の制約を排除し、行政権を強力なものとする必要があるとの考え方（君權主義）を持っていたことによる。このことから、日本銀行は、典拠となったベルギー国立銀行の絶対王政的色彩を受継ぐ

ことによって、創立時において「官立的・官治的性格」(吉野1963)を持つこととなったのである。

なお、主な相異点を挙げると、次の通りである。

- ①資本金 (ベルギー：全額私有。日本：半額政府出資。共に第4条)
- ②発券制度(ベルギー：条例に規定。日本：別の兌換銀行券条例による。
共に第12条)
- ③理事の任命 (ベルギー：株主総会。日本：株主総会が選んだものの中
から政府が任命。共に第19条)
- ④総裁・副総裁の任命(ベルギー第19条：理事の中から国王が指名。日本
第18条：理事とは別に勅令により政府が任命。総裁は勅任⁽²⁾、副総裁
は奏任)

2. 日本銀行法の特質

(1) 日本銀行改組とその理由

日本銀行制度は、創立以降、部分的な改革を経ながらも、その根幹においては大きな修正を受けなかった。しかし、大蔵省告示に基づき延長されていた営業年限が昭和16(1941)年10月9日に満了することが改革の契機の一つとなり⁽³⁾、以下の様な理由に基づいて大改革が行なわれることになった。

- ①軍需生産力の拡充のため、商業金融中心主義を改め、産業金融に進出
できるようにする(日本興業銀行への出資等)必要があった。
- ②銀行券発行高の著増により従来の保証発行屈伸制限制が不便となり、
最高発行額制限制に改める必要があった。
- ③東亜各地域の中央銀行の設立に伴い、「大東亜共栄圏」の中央銀行を目指すため、国際金融取引に関する規定が必要となった(現行法第24条)。
- ④市中金融機関との資金上の関係を緊密化する必要があった。
- ⑤営利を目的とする株式会社組織が国債消化を阻害する恐れがあった。

(2) 日本銀行改組の眼目

政府は、日本銀行と共に、昭和15（1940）年以来、日本銀行制度の全面的改革を企画し、日本銀行法は、昭和17（1942）年2月14日公布に至ったが、その主たる眼目を、法条文に沿って見ると、以下の通りである。

①株式会社から特殊法人への変更

「国家経済総力ノ適切ナル発揮ヲ図ル為メ」（現行日銀法第1条、以下同）、また「専ラ国家目的ノ達成ヲ使命」（第2条）とする日本銀行は国家と一体的関係に立つべきであるとの考え方。

②職員制度の変更

総裁・副総裁は内閣による任命とし（第16条）、一定の事由による政府の解任権の明確化（第47条）を行なった。また、日本銀行職員を準公務員として位置付けた（第19条）。

③総裁権限の拡大

従来、重役集会の議事は多数決により決定された。新法では「役員会ハ總裁之ヲ統裁ス」（定款第24条）となり、政府が任命する総裁の権限が格段に強化された。

④兌換銀行券条例が廃止され、管理通貨制度の確立が図られた（第29～32条）。

⑤政府の認可権の拡大

公定歩合（第21条）⁽⁴⁾、準備金の積立・配当（第39条）に関する政府の許可規定が明記された。

⑥大蔵大臣の一般業務命令権（第43条）が明記された。

⑦政府の監督権の強化

大蔵大臣の監督権（第42条）に関する規定が設けられた。

以上要するに、日本銀行改組の眼目は、日本銀行を、当時の「国家目的を達成し」、「国家経済総力を發揮」するため、「国家の政策に即」したものとすることであり、日本銀行法制定により、政府の行政権の強化、組織の変更等が行なわれた。言換えると、日本銀行法は、いわば通貨金融面における「国家総動員法」的役割を担うものであったと言える。

日本銀行法の制定に当っては、「最近ノ諸外国ノ立法例等モ參酌」（法案審議に際しての政府委員大蔵省銀行局長山際正道の説明）され、日本銀行法制定の3年前に制定されたドイツライヒスバンク法が典拠となっていることは「想像に難くなく」⁽⁵⁾、以下に見るように、日本銀行法とドイツライヒスバンク法との間には著しい類似点が認められる。

(3) 日本銀行法とドイツライヒスバンク法との比較で見た日本銀行の特質

ア. ライヒスバンク法の特質

周知の通り、ドイツ中央銀行の源泉は、1875年銀行法の制定によって33の発券銀行が設立され、その中で、最大規模でプロイセン銀行の後身とも言うべきライヒスバンク⁽⁶⁾に中央銀行の地位が与えられたことによる。銀行法はその後幾度かの改正を見るが、1939年6月、ヒットラーが率いるナチス政権によって中央銀行法としてのライヒスバンク法(Gesetz Über die Deutsche Reichsbank vom 15. Juri 1939)が制定された。この立法は、第2次世界大戦の勃発(1939年9月)に備えたものであり、中央銀行は国家の無制限主権に服従することとなった。

ライヒスバンク法(別添資料2参照)の諸特質を列挙すると、以下の通りである。

- ①性格 国家目的の強調(前文、第28条)
- ②監督 総統の監督指令権(第1条)
- ③重役 総統の総裁・重役会メンバーの任命・罷免権(第4条)
- ④重役会 総統の統裁権、多数決原理の否定(第3条)
- ⑤株主総会 株主権の大幅縮小(第12条)
- ⑥銀行券 著しく弾力的な発券制度と銀行券発行限度規定の廃止(第2、14、21条)
- ⑦対財政 総統による財政に対する信用限度決定権(第13条)

イ. 日本銀行法とライヒスバンク法との比較

日本銀行法が制定されたのは、太平洋戦争勃発直後の昭和17年（1942年）2月であり、ライヒスバンク法制定の3年後である。両者には以下のように著しく類似点が多い。

①国家目的の強調

日銀法第1、2条。ライヒスバンク法の前文に似る。日本銀行条例にはなかった。

②主務大臣の一般的業務命令権、監督命令権

第42、43、44条。ライヒスバンク法の総統の指令監督権（第1条）に似る。日本銀行条例では、政府の業務の監督、条例・定款に背反し、政府に不利な事件の制止権にとどまった（第24条）。

③総裁の統裁権

第15条。ライヒスバンク法の第3条と同じ。日本銀行条例にはなかった。

④政府ないし主務大臣による重役の罷免権

第47条（条件付であるが、事実上政府の意向により罷免し得る可能性を認めている）。ライヒスバンク法の第4条（無条件）よりは若干緩和されているが、日本銀行条例にはなかった条文である。

⑤株主権限の大幅縮小

出資については勅令が定めているが、出資者は最高年5%の配当受領権のみで出資者総会の制度はない。日本銀行条例では株主総会があり、営業年限（第3条）、増資（第4条）理事の選任（第19条）、定款の改正、定款外の決議（第23条）等の諸規定があった。

ライヒスバンク法では総会は存在するが、決算報告の受理、増資の決議にとどめられ、年配当5%を受領するのみである。

⑥財政に対する信用供与限度の無設定

第22条。ライヒスバンク法第16条よりは緩やかな規定となっている。

以上要するに、現行の日本銀行法は、その根幹において、日本銀行条例の絶対王政的色彩と官立的・官治的性格を残し、戦争遂行を念頭においたファシズムの思想に立っていることは疑う余地がない。

〔注〕

- (1) 草稿「進講財務経営之一斑」、吉野（1962）p84参照。
- (2) 勅任官：勅令により任命される1、2等の高等官、奏任官：3等高等官。いずれも天皇の裁可を受けた。なお、親任官は天皇が直接任命し、判任官は官庁の長が任命した。
- (3) 日本銀行条例では、第3条で開業の日から満30年とされていたが、明治43(1910)年2月の大蔵省告示第24号により昭和16(1941)年10月9日まで30年間延長されていた。
- (4) 昭和24(1949)年の政策委員会に関する改正により日本銀行の専管事項となった。
- (5) 吉野（1962）p470参照。
- (6) ライヒスバウクは1945年5月の降伏によって閉鎖され、連合軍の指令により州中央銀行(Landeszentralbank)を統轄するドイツレンダーバンク(Bank Deutscher Länder)が設立(1948年)されたが、その後、西ドイツの自主権回復に伴い、1957年のドイツブンデス銀行法に基づくブンデス銀行が設立され今日に至っている。

〔付記〕

なお、上記(注6)に関連する問題として、前掲フライブルグ大学＝名古屋大学ジョイント・セミナーにおいて、次のような質疑応答があった。重要かつ興味ある指摘だったので、これを付記する。

(質問)

第2次大戦後、連合国占領軍は、ドイツでは、米国の制度に倣って州中央銀行を置く地方分散的な中央銀行制度に改革する政策を採ったが、日本では、なぜ同様の制度を導入しなかったのか？

(答)

まず第1に、連合国占領軍は、当初、等しく占領地域の非軍事化と民主化を標榜したが、ドイツ(後の西ドイツ)と日本では、占領形態と統治方式に差異があった。すなわち、西ドイツでは、米国、英国、フラン

スが統治地域を分割し、軍政要員による一方的な直接統治方式が採られた。これに対して、日本では、米国主導の基に、日本政府を通じる間接統治方式が採られた。そのため、占領政策は日本の法律・政令により行なわれ、地理的に狭い日本では地方分散的中央銀行は適切ではないとの日本側の意向が容れられる余地があった。

第2に、占領軍による中央銀行制度改革については、西ドイツでは、まず、各占領地域毎に全体で11の州中央銀行が設立され、次いで米英両国占領軍の共通法により、各州中央銀行の中央機構として、「ドイツレンダーバンク」が設立され、フランス占領地域の州中央銀行もこの傘下に入れられた。

一方、日本においても、連合国最高指令部(GHQ)は、民主化のための金融機構改革を占領政策の一課題とした。しかし、GHQは、占領当初、急激な改革は金融の混乱を招くとの考え方から、慎重な態度で臨み、特殊銀行の閉鎖、戦時資金統制措置の廃止等にとどめた。経済民主化政策は、過度な経済力の集中を排除することに重点がおかれ、日本銀行の改組もその中の一つに組入れられ、大蔵省・日本銀行は日本銀行改組問題に取組んだ。

しかし、その後、GHQは、①政府機関として「金融委員会」(Board of Banking and Finance)を設置し、金融に係わる全ての政策・監督を行なわせる。②日本銀行は、中央準備銀行(Central Reserve Bank)に改組し、金融委員会の決定に従って運営する、等の提案を行なった。これに対し、日本側は、中央銀行が1行しかない我が国で「バンキング・ボード」を設けることは、屋上屋を重ねるに等しい等の理由で反対し、結局、「暫定的な措置として」、日本銀行法を改正することにより日本銀行の権限を拡大する方向に転換し、「ポリシー・ボード」を日本銀行内部に設置することとなった。その後、種々の経過を経て、「日本銀行の一部を改正する法律」[昭和24(1929)年6月3日公布]が成立し、現在の「政策委員会」が誕生することになったが、戦時立法である日本銀行法の基本はその後も残ることになった(「日本銀行百年史」第5巻、p267~p

323、相沢1988 p71参照)。

II. 日本銀行制度の主要国との比較で見た特質

以下では、日本銀行制度を主要国（ここではドイツ・ブンデス銀行および米国連邦準備制度）の制度と比較することによって⁽¹⁾、その特色を考察する。（表1）は、それぞれの根拠法により3者の制度の骨格を比較したものである。以下の論述では、それぞれ次のように略称する。

BOJ (The bank of Japan)、DBB (Deutsche Bundesbank)、FED (The Federal Reserve System, U.S.A)

1. 根拠法

3者共、特別法（1942年日本銀行法、1957年ブンデス銀行法、1913年連邦準備法）により設立された。日銀法は、前述の通り、制定以来、昭和24（1949）年の政策委員会に関する法改正以外大きな改正は行なわれていないが、DBBおよびFED法においては、頻繁に改正が行なわれている。

2. 法人の性格および出資関係

BOJは、日銀法に基づく半官半民の特殊法人（政府特分55%）である。ただし、出資者には経営参加権や残余財産請求権はなく、配当も5%以内に制限されている。

DBBは国有（公法上の法人）であって、資本金は全額政府の出資による。DBBは、連邦政府の官庁たる地位にあり、法によりその地位の独立性が明記されている。役員会は連邦政府の最高官庁（日本の省）と同等の地位にある。

FEDでは、役員会たる理事会は連邦政府の一機関として位置付けられる。形式上は株式会社であり、資本金は全額、準備制度加盟銀行の出資による。国法銀行はFEDへの加盟義務を負う。州法銀行は選択加盟とな

っていた。しかし、1980年の規制緩和・通貨管理法 (Deregulation and Monetary Control Act) の制定により、連邦預金保険制度に加入した預金取扱金融機関はすべて準備預金の積み立て義務を負うことになったので、「選択」の意味がなくなった⁽²⁾。

3. 目的（機能）

BOJは、「国家経済総力の適切な発揮を図るため」、通貨の調節、金融の調整、信用制度の保持育成を任務とし、「国家目的の達成が使命」となっている〔日銀法第1、2条、以下、条文番号は（表1）に表示したのでこれを省略する〕。

DBBでは、法は、その任務として、通貨流通、信用供給の規制、通貨価値の確保および内外支払取引の監視、を明記している。

FEDでは、通貨の弾力的供給、最後の貸手としての機能および銀行業の監督がその責務とされる。

通貨価値の安定がその任務として明記されているのはDBBだけであり、FEDでは金融政策の規定がない⁽³⁾。また、FEDには銀行業の監督任務があるが、BOJにはない。日本ではこれを大蔵省が行なっているからである。日銀法が謳う「国家目的の達成」という責務は、今や特異であると言える。

4. 重役会

BOJでは、定款が定める役員集会(総裁、副総裁および理事から構成)がこれに相当し、業務の重要事項の審議に当る。役員集会は金融政策の実質的決定機関である。

DBBには、理事会(正・副総裁、その他役員の計8名、および州中央銀行総裁9名から構成—1992年11月東西ドイツ統一による統廃合で改訂された)、役員会(14名から構成され、執行責任を負う)および州中銀役員会がある。役員会には政府代表が参加するが議決権はない。なお、理事会には政府代表が出席し提案することができる。しかし議決権を持た

(表1) 日本銀行・ブンデスバンク・米国連邦準備制度の相互比較

	日本銀行	ドイツ・ブンデスバンク	米国連邦準備制度
1.性格	特殊法人(半官半民)	国有。独立性を有する連邦の公法上の法人[2]	全額準備制度加盟銀行の出資による株式会社。國法銀行は加盟義務。州法銀行の加盟は選択。
2.根拠法	日本銀行法(1942.2.14)	ドイツ・ブンデスバンク法(1957.8.1)	連邦準備法(1913.1.31)
3.資本金	1億円(政府出資55%、民間45%)[5]	290百万マルク(全額連邦政府出資)[2]	加盟銀行出資(各行資本金・剰余金の6%まで。譲渡不可、無議決権。加盟時に3%、実際は3%)
4.目的	国家経済力の適切な発揮を図るため、通貨の調節、金融の調整、信用制度の保持育成[1]。	通貨流通及び経済に対する信用供給の規制による通貨価値の確保。国内外との支払取引の銀行による決済につき配慮。[3]	① 通貨の弾力的供給 ② 最後の貸手としての機能 ③ 銀行業の監督
5.重役会	役員集会(総裁、副総裁、理事)[定款24]業務の重要事項の審議	理事会(総裁、副総裁、その他役員、州中銀総裁本部8名、州中銀9名)[6-2] 役員会(14名、執行責任)[7-1] 州中銀役員会(9行)[5]	理事会(議長、副議長、理事5名、計7名)
6.政策決定機関	政策委員会(総裁、政府代表2名、任命議員4名) 議長は互選(慣例として総裁)	理事会(議長は法により総裁)[6-1、3] 2週間毎に開催。単純多数決。[7-4]	理事会(地区連銀の公定歩合の変更承認、準備率の変更権限、実際は理事会が一元決定) 公開市場委員会(理事会7、地区連銀総裁5名)
7.役員の任命	総裁、副総裁(内閣) 理事(総裁の推薦により主務大臣)[16] 政策委員会任命委員(議会の同意を得て内閣)	総裁、副総裁、その他役員会構成員は理事会の意見聴取後、州中銀総裁は連邦参議院の推薦により大統領が任命。[7-3]共に連邦政府から独立	理事会構成員は大統領が任命し上院が承認。議長、副議長は理事の中から大統領が任命。上院が承認。理事会の任期内で再任可(上院の承認)。
8.役員の任期	総裁、副総裁(5年)、理事(4年)[17] 監事(3年)、参与(2年) 解任権:総裁、副総裁(内閣) 理事(主務大臣)[47]	理事会構成員(8年)。法律上専門知識が必要。 法に解任規定なし。[7-3、2]	理事(14年)、偶数年1月末に理事1名が満期再任禁止。同一地区から1名に限定。 正当な理由による解任権有り。
9.政府との関係	主務大臣が監督[42]。 必要ある時、業務の施行、定款の変更 その他の必要事項の命令[43]。 政府監理官による業務の監視[45、46]。	法による権限行使に当たり、政府の指令を受けない。[12] 理事会での政府代表の提案権(議決権は無し) 2週間の理事会決定事項の延期権。[13-2] 政府への助言、情報提供。[13-1]	理事会は連邦政府の一機関。大統領の指示を受けるないが、議議会对する報告義務あり。政府の政策目標の枠内で政策決定(政府内での独立性)。議長は上下院銀行委員会で証言。 理事会は地区連銀の業務監督権限を持つ。
10.銀行券	発行権[29]、発行限度[30]	独自発行権、発行限度無し。[14-1]	各地区連銀会長(連邦準備代理人)は準備券を保管。適格担保を見返に連銀に引渡し。
11.経理	主務大臣の認可(準備金の積み立て、配当5%) 配当後の剰余金の政府への納付[39] 経費予算は主務大臣の認可[37] (注)[]内は日銀法該当条文	積立金は法定(利益の20%又は20百万マルクいずれか多い額)、流通通貨の5%になるまで。残額は政府へ納付。予算は自主決定。経費は運用収入により賄う。[27-1、4] (注)[]内はブンデスバンク法該当条文	予算是政府に報告。役員給与、利益処分(政府)経費は地区連銀の理事会への課徴金により賄う。加盟銀行への配当最高6%。 剰余金積み立て後は財務省に納付。

ない。

FEDでは、理事会（正・副議長、理事の計7名から構成）および12の地区連邦準備銀行役員会がある。

組織上の大きな違いは、BOJが本店集中主義を採っているのに対し、DBBではFEDに倣って地方分権主義（州中央銀行制度）が採られている点である。

5. 政策決定機関

BOJは「政策委員会」で、7名の委員の内、議決権を持たない2名の政府代表が含まれる。議長は互選によるとされているが、慣例として総裁が当ることになっている。

DBBは理事会で、法により総裁が議長となる。2週間毎に開催され、採決は単純多数決である。

FEDも理事会で、各地区連銀の公定歩合変更の承認、準備率の変更、地区連銀・加盟銀行・銀行持株会社の規制・監督および消費者金融に関する保護的規制の設定・管理を行なう。金融政策の内、公開市場操作および外国為替市場操作については、理事会メンバー7名と5名の地区連銀総裁からなる連邦公開市場委員会（Federal Open Market Committee）がこれを行なう。

日本およびドイツでは、政策決定機関に議決権の無い政府代表が含まれる。

6. 役員の任命と任期

BOJでは、正・副総裁（任期5年）は内閣が、理事（4年）は総裁の推薦により大蔵大臣が任命し、また、政策委員の内、任命委員（4年）は議会の同意を経て内閣が任命する。

DBBでは、正・副総裁・その他役員（8年）は、理事会の意見聴取後、大統領が任命し、州中銀総裁は連邦参議院の推薦により大統領が任命する。理事は法により専門的資格が要求される。

FEDでは、理事会メンバー（14年）および正・副議長は大統領が任命し、上院の承認を受ける。偶数年の1月末に理事1名の任期が満了する。

ドイツでは、正・副総裁の任命に当り理事会の意見が聴取されるが、日米では、政府（内閣）・大統領の意向が反映する。BOJでは、総裁は、後述のように、政府出身者と日銀出身者とが交互に任命される慣習がある。ドイツ・米国の正・副総裁の任期は日本の場合より長く、それだけ政権の影響が薄められる仕組になっていると言える。

7. 政府との関係

BOJでは、法により政府の命令・監督を受け、日銀内部に監理官が駐在する。

DBBでは、法により政府の命令を受けないことが規定されている⁽⁴⁾。前述のように、連邦政府の代表が役員会に参加するが、政府代表は提案権を持つが議決権はない。しかし、政府の代表は理事会における決定を2週間延期することができる。

FEDでは、理事会は連邦政府の一機関であり、議会（連邦準備法）によって賦与された権限に基づいて行動する。FEDは、大統領の指示を受けることはないが、政府の政策目標の枠内で政策を決定をしなければならない。

日本における政府の監督・命令権はドイツ・米国には見られない⁽⁵⁾。

8. 予算および経理

BOJでは、準備金、経費予算は大蔵大臣の認可事項である。DBBでは、準備金は法律で定められ、予算は自主決定される。FEDでは、予算は政府への報告事項である。

日本の政府の関与の度合いが強いことが目立っている。

以上を要約すると、日本銀行制度は、米・独に比べて、政府に命令権がある上に政府との関係が密接であり、総裁の任期も米・独に比べて短い。従って、政府からの独立性が薄く、専管事項とされる金融政策の決

定においても政府からの干渉を受けやすい構造となっている。また、3者を比較すると、日銀法は、長年、大きな改正を経ていないため、「目的」ないし機能上の規定に見られるように、多くの規定が異色であると言える。

[注]

- (1) Pollard (1993) は、OECD加盟16か国の中で、ドイツ、スイスの中央銀行の独立性のランクが最も高く、米国は第2位に位置付けられている例を紹介している。
- (2) Cargill (1992) による。
- (3) 同上。
- (4) この点については次のような見方もある。「同時にブンデス銀行は政府の経済政策を支持しなければならない。議会は同法を単純多数決により改正できるから、最終的には政府が優位に立っていると言うこともできる。ブンデス銀行といえども事実上の自主性を持っているに過ぎない。」(H.H.Francke 1989)
- (5) 中央銀行の独立性に関する各国別状況（1994年7月時点）については、日本銀行月報「経済・通貨統合に向けたEU各国の動き」（1994年10月号）参照。

III. 日本銀行制度の中心的問題点 —金融制度調査会答申（1960年）・同説明書に見る—

金融制度調査会は、昭和32年8月から約2年8ヶ月にわたる審議の結果、昭和35年9月「日本銀行制度に関する答申ならびに説明書」を提出した。答申内容は、前述のごとく、全会一致の結論ではなかった。しかし、その過程においては、中央銀行制度に関する諸問題・論点が充分議論されたと言っても過言ではないだろう。これらの論点は、今日においても、日本銀行制度の問題を考える上で有益な足掛かりを提供してい

る。

以下は、答申における重要かつ中心的な問題点とその基本的な考え方を挙げ、現時点における筆者の簡単なコメント（＊印）を付け加えたものである（答申内容および同説明書は別添「資料3」および文献[9]参照）。

1. 政府と中央銀行との関係（1960年答申 第3の4）

政府と日本銀行との関係は、答申内容の中の最大の論点であり、周知のように、答申では、調査会における結論が出ず、A. B両案併記に終った。

（A案の基本的な考え方および答申内容）

(1) 日本銀行券は、国の貨幣高権の発動として発行される通貨であり、通貨価値の維持は明らかに政府の責任である。中央銀行の行動は、事実上、通貨金融政策の重要な一翼を担うものである。

(2) 通貨価値を安定し、経済の健全な成長を実現するためには、政府の方針において総合された政府と中央銀行との統一的政策が必要であり、また、一般経済政策との総合性が確保されなければならない。政府と中央銀行との関係は相互にチェックし、バランスする関係に立つものであってはならない。

(3) さらに、通貨価値安定のための政策が党派的ないし個人的利益から独立すべきであるということと、それが政府の責任に属する問題だということとは矛盾するものではない。

(4) よって、現行日本銀行法の規定は、中央銀行としての日本銀行の責任遂行上、何等、障害となるべき要因を含んでいない（以上、下村 1958）。

上の考え方に基づいて、答申（A案）では、「主務大臣は、日本銀行の政策が政府の政策の遂行に支障をきたすおそれありと認め、その調整に關し、日本銀行総裁と話し合うも協議の整わない場合は、日本銀行に対し、日本銀行の政策に關し、必要な指示をすることができるものとする。

ただし、日本銀行の運営の理念に反するものであってはならない」(いわゆる政府の指示権)とされた。

(B案の基本的な考え方および答申内容)

(1) 現行の日本銀行法の基本的な考え方は、統制経済的思想を背景としており、日本銀行法には、ナチス・ドイツのライヒスバンク法との顕著な類似点が存在する。

(2) 経済安定あるいは景気の調節を目的として採られるフィスカル・ポリシーは政治的考慮から、とかく経済の行過ぎた拡大を意図しがちである。財政膨張による不足資金が中央銀行に依存する場合は、通貨価値の安定を阻害し、フィスカル・ポリシーとの対立が生じる。従って、「金融政策の中立性」と、「中央銀行の独立性」が重要となる。

(3) 政府と中央銀行との話し合いによる協調は当然必要であるが、中央銀行が政府のインフレ的政策を牽制し、政策の機動性を發揮するためには、中央銀行が「相対的」独立性を維持し、両者がチェック・アンド・バランスの関係に立つことが国民経済の健全な発展にとって望ましい結果をもたらす。

(4) 政府の政治的責任は、日本銀行の政策決定機関の構成員の任命と決定機関への政府代表の参加にとどめることが最も適当であり、命令権・認可権といった金融政策の具体的決定への政府の関与は、金融政策の中立性を著しく阻害するから、廃止されるべきである(以上、松本1958)。

上の考え方に基づいて、答申(B案)では「主務大臣は、日本銀行の政策が政府の政策の遂行に支障をきたす恐れありと認め、その調整に関し日本銀行総裁と話し合うも協議の整わない場合は、日本銀行に対し、日本銀行の政策に関し、一定期間、その議決の延期を請求することができるものとする」(いわゆる政府の議決延期請求権)となった。

* 政府との関係に関する答申内容は、A・B両案いずれも現行法第43条(政府の命令権)に対応するもので、A案は政府側(大蔵省)

の、B案は日銀側の見解を代表するものであった。今日においても、政府と日銀の関係は最大かつ中心的問題であり、答申以降の内外の環境変化を踏まえた論議が必要である。

2. 日本銀行の目的および指導理念（答申第1総則の1、2）

(1) 目的

現行法第1条によれば、通貨の調節、金融の調整および信用制度の保持育成の3つを日本銀行の目的としているが、「信用制度の保持育成」には、制度の破綻防止と制度の育成の両者があり、前者は政府の金融行政に属するものである。日本銀行の目的としては専ら「通貨信用の調節に任すること」で充分である（1960年答申説明書第2章第2）。

(2) 指導理念

現行法第1条および2条の規定は、法制定当時の戦時下の思想を反映していると考えられるので、これを現在の経済情勢に適合するような表現に改める必要がある。

中央銀行の目標は、通貨価値の安定を維持しながら、経済の安定および発展を促進し得るに足る通貨を供給することであり、中央銀行は通貨価値の安定のみに専念すればよいとの考え方が採られた。

しかし、この目標は、政府との緊密な強力関係に立たなければ達成できないが、政府が日本銀行に対して法的拘束力を持つものではない（同上第2章第3）。

* 上の目的および運営の理念は、現在の日本銀行の基本的性格・位置付けにも大きく係わっている。戦時下の思想を反映したものであると言うこと、国家の目的と政策との関係を強調している現行法第1、2条が、政府の金融政策に対する発言権の一般的・基本的根拠となっていると思われることから、現時点でも、答申説明書が述べた方向での検討が必要である。

3. 日本銀行の資本金（答申第1総則の3）

現行の1億円という資本金は、日本銀行の業務規模に対して意味のないものであり、民間出資制度の存在意義も希薄である。また、政府出資を残すと国有化の弊害（政府の業務運営への介入権の強化）が予想されるので、答申では、日本銀行を、民間・政府出資を消却し、無資本の特殊法人とすることとした（同上第3章第1）。

* 資本金および出資関係は、今日でも、日本銀行の性格、業務規模、証券民主化等の観点から、情勢変化に応じた見直しが必要だと思われる。

4. 日本銀行政策委員会（答申第2機関の1）

現行政策委員会は、昭和23（1948）年8月のGHQの非公式覚書に端を発し、昭和24年6月の日銀法の一部改正により設置されたものである。現行日銀法には、その性格、任務、法的地位等について必ずしも明瞭な規定があるとはいえない。

答申の基本的な考え方は、金融政策の適時適切な運営を図るため、法定歩合政策、公開市場政策、準備預金政策の主要政策手段を日本銀行の機能とし、日本銀行の政策決定機関の性格を明確にするとともに、これを強化することが必要であるとした。

（1） 権限

現行法では、政策委員会の日本銀行内組織における地位が不明確で、別個の存在である委員会を介在せしめたかのように見える規定もある。答申では、政策決定の外、経費予算等の所掌事項を明確化した。

（2） 構成

答申では、①政策決定に外部の知識・経験を取り入れるため、日本銀行以外の委員を参加させる②専門的知識を有する日本銀行部内者をより多く参加させる。③金融政策の運営には、高度の専門的知識と優れた洞察力を必要とするので、広く金融界、産業界、学識経験者のうちから選

任するのがよいなどの考え方から、委員の構成は、日銀総裁、政府代表（大蔵省、経済企画庁各1名）、日銀副総裁2名、任命委員4名（都市銀行、地方銀行、商工業、農業各1名）の9名とした。

(3) 会議

答申では、会議の円滑化を図るため、これまでの慣行にならい、現行法の議長互選制を改め、総裁を議長とすることとされた（以上説明書第4章第2）。

* 政策委員会の運営が、事実上、日本銀行の内部機関、最終的には総裁個人の決定に強く依存し、委員会での政策決定の過程が形式的となっているといわれる点に鑑み、今日においても、根本的に検討すべき重要な問題である。

5. 金融政策手段（答申第3通貨信用政策上の権能の1）

答申では、公定歩合政策、公開市場政策と並んで、準備預金政策を日本銀行が自主的に発動し得るように改め、従来「準備預金制度に関する法律」（昭和32年）に基づいて行なわれている準備預金制度を日銀法に吸収することとした（同上第5章第2）。

* 日銀法と準備預金制度に関する法律が並立する現行体制の調整をはかる必要性は今日でも変らない。

6. 発券制度（答申第5銀行券）

答申では、現行の最高発行額（屈伸）制限制度では、銀行券発行高の膨張が先行し、これを追認する場合が多く、制度本来の趣旨が必ずしも実現されていないきらいがある。日本銀行をして予防的・先見的な金融政策の活用によって自主性ある通貨信用の調節を行なわせるため、金・外貨等との結びつきを設けることはせず、銀行券の発行を制度的に拘束しないこととされた（同上第7章第1）。

* 発券制度について、内外の経済環境と実態に即した体制とする必要がある。

IV. 中央銀行の独立性と金融政策の中立性

本章においては、視点を日本銀行制度の核心的な問題である「日本銀行と政府との関係」に絞って考察する。ここでは、まず、中央銀行の独立性の一般的意義とその長所・短所について考察した上で、現行の日本銀行が制度上ないし慣行上、政府と如何なる関係にあるかについて整理し、次いで、日本銀行の金融政策運営において政府が関与した事例を歴史的事実により実証する。

1. 中央銀行の独立性の意義

中央銀行の独立性とは、中央銀行が主体性を持ち、通貨価値の安定のため、政府・与党から独立して自主的に金融政策の決定ができる体制にあることである。ただし、中央銀行の中枢機関の構成員は政府から任命され、かつ金融政策の決定も、政策主体である国の経済政策の一環として行なわれるべきであるので、「三権分立」の場合のように、完全な独立は有り得ない（後述）。従って、中央銀行の「独立性」は、一定の範囲内に限定された、いわば、政府からの「相対的独立性」と言い換えた方がより正確であると考えられる。

例えば、ドイツでは、現行のブンデスバンク法は、ブンデスバンクに連邦政府と同等の地位を認め（第3条）、法律により連邦政府からの命令を受けないことになっている（第12条）。従って、ブンデスバンクは法により明らかに独立性が与えられている。しかし、法はそれを「通貨政策上の権限行使に際して」という条件を付している。

また、米国でも、連邦準備制度においては、大統領の命令を受けることはなく、役員の任期も大統領のそれよりも長く、また、経費は傘下の地区連銀の利益により賄われるため、政府からの独立性は強い。しかし、

FEDも、司法府のような独立性を持っているわけではない。FEDは、議会の立法に基づいて設けられた政府の一機関であり、政府の政策から大きく離れた政策を採るならば、議会からの批判を受け、議会による新たな立法に基づき、その存在さえも否定される可能性がある。その意味で、米・独の中央銀行も相対的独立性を持っているに過ぎないと言うべきである⁽¹⁾。

しかし、日本銀行の場合は米国およびドイツとは事情が違う。日本銀行の政策委員会は、法により金融政策に関する権限が与えられている。

しかし、法は、同時に政府に監督・命令権を与えている。従って、日本銀行制度においては、実質的には、相対的独立性が付与されていないといえる。この点は、日本銀行法の立法上の大きな問題点の一つである。

なお、「金融政策の中立性」とは、与えられた権限の中で、政府・政党、その他特定の利益代表等いかなる利益集団からの影響を受けることなく、金融政策が決定される得る場合を意味する。そのためには、形式的にも、実質的にも、中央銀行の「相対的独立性」が保証されていることが前提となるので、「中央銀行の独立性」と「金融政策の中立性」は表裏一体の関係にあり、両者はほぼ同意義であると言つてよいであろう。

2. 中央銀行の独立性の長所と短所

中央銀行は、国民経済の安定的な発展と金融の円滑化を図るために、通貨の量を適切に管理して通貨価値（対外的価値を含む）を安定させ、また、決済システムを始めとする信用制度全体の健全性・効率性・安定性等を確保しつつ、その発展を図ることを目的としている⁽²⁾。以下では、このような中央銀行の目的に照して、中央銀行の相対的独立性の長所と短所について考察しよう。

(1) 長所

① 経済の安定性に貢献

政党政治の下においては、政権維持のため、経済の安定性よりも成長が選択され易い。また、選挙前と選挙後で経済の安定性が損われた例や、

政策の視点が短期に偏り、長期的施策が採られにくいことは、過去の経験が示すところである（この点については後述）。

中央銀行の独立性が確保されているならば、経済の安定的発展を図ることを使命とする中央銀行が「チェック・アンド・バランス機能」を發揮することにより、長期的な視点に立つ金融政策の運営によって経済の安定性に貢献できる⁽³⁾。

②政策の機動性増進

中央銀行の独立性が確保されておれば、中央銀行は、自ら金融機関の一つとして金融市场に深く係わっており、従って、市場の動きに対応して弾力的に対応できるので、インフレを予め防止する政策を機動的に採ることができる。

③円滑・公正な資源配分

中央銀行の独立性により、政治に左右されない効率的かつ公平な資源配分ができる。

④決済システムの安定性に寄与

中央銀行の独立性が確保されると、国民の信頼性が高まり、民間金融機関の効果的指導監督により、決済システムの安定性が増す。

⑤国の財政節度に貢献

中央銀行の独立性により、政府の銀行としての機能を通じて、中央銀行が国の財政節度の維持に貢献できる。

（2）短所

①経済政策の非整合の可能性

金融政策について、中央銀行と政府の意見調整ができなかった場合には、政府の財政政策と金融政策との間で統一性・整合性を欠く場合が起る可能性があり、その結果、経済の安定性を阻害する危険性がないとは言えない。通貨価値の安定は、必ずしも金融政策のみでは達成できるとは限らないからである⁽⁴⁾。

この場合においては、政府と中央銀行の協調をいかに確保していく

か、いかに適切なポリシー・ミックスを探っていくか、また、いかに経済政策の効率性を高めていくか、等の問題が存在している。

②政策責任の不明確性

政府の経済政策の失敗は、内閣の総辞職や国会の解散によって責任を取ることができるが、金融政策の失敗により国民経済の不安定をもたらした場合、日本銀行の責任の取り方をどうするかという問題がある。過去の経験では、日銀において、政策の失敗について反省が行なわれても、日本銀行総裁が責任を取って辞任した例はない⁽⁵⁾。

③中央銀行への信任

中央銀行の構成員の資質、専門性をいかに確保するか。中央銀行の決定についていかに国民の総意を反映していくか。また、中央銀行の構成員は国民の直接的な信任に基づくものではない等の問題がある。

④中央銀行の独善性

中央銀行の現状判断や政策決定がいつも正確であるという保証はなく、判断や決定が独善的となる可能性は残されている。また、中央銀行が官僚主義に陥り、権力の濫用の可能性はないのか、情報収集・分析能力への信頼性をいかに高めていくか、情報公開が少なくならないか、等の問題がある。

以上のように、中央銀行の独立性が堅持された場合には、幾つかの短所があるが、これらの諸問題の解決は、中央銀行の独立性の欠如がもたらす問題の解決よりも容易であり、独立性のメリットは大きいと言えよう。

[注]

(1) Kamerschen (1992), p228参照。

(2) 文献 [15]、p 7 参照。

(3) 政治的景気循環については、江口 (1992) および (1993) に詳しい考察がある。

Cargill (1989) は、経済変動における政治的要因について、また、中央銀行の独立

性が欠けると経済に大きな影響をもたらすことを実証した数多くの研究を紹介している。

- (4) この点については、島村（1987）p219参照。
- (5) 責任の問題については、翁（1993）、また、いわゆる「アカウンタビリティ」（Accountability、国民や議会等に対して説明を行い、その評価を受けること）については江口（1992）で論じられている。

3. 日本銀行の法的地位

我が国において独立した国の権限は、憲法において、立法権（国会、第41条）、行政権（内閣、第65条）、司法権（裁判所、第76条）が規定され、三権が分立している。その意味で、日本銀行を含め、他のいかなる機関も絶対的な独立性を持ち得ない。

行政権においては、憲法第65条で「内閣に属する」と規定されているが、人事院、会計検査院、国家公安委員会、公正取引委員会等のように、特別法によって、行政委員会に内閣から独立した権限を与えられているものもある。しかし、これらの機関の構成員の人事権は内閣の手に保留されており、内閣のコントロール下にあると言う点で、やはり「相対的独立性」の範囲を出ない。

日本銀行の法律上の位置付けについては、金融制度調査会法律問題小委員会報告（昭和34年4月3日）の見解があるが、必ずしも明確ではない。それによると、「日本銀行は、法律上、私法人の一種であり、その中枢機関である政策委員会は、内閣の統轄下の行政委員会ではないが、金融政策の決定に関して政府から独立性と中立性を認められた合議制の機関であると言う点で、行政委員会に準ずる性質を持つ。また、日本銀行の役員および政策委員会の構成員は内閣が任命することが規定されており（日銀法第16条および13条の4）、この点で内閣のコントロールの余地を認めている。」と述べている。

いずれにしても、日本銀行は、法に基づき公的権限を行使できる（金

融政策の決定) 特殊法人であるが、政府の監督・命令を受けるので、日本銀行の法的地位は曖昧なものであると言える。

4. 日本銀行と政府の法律上・慣行上の関係

(1) 法律上の関係

現行の日本銀行法の規定で、政府と日本銀行との関係を示す全ての事項をあらためて挙げると以下の通りである。

①基本的(機能上の)関係

日本銀行は、国家の目的・政策遂行に即して通貨の調節、金融の調整および信用制度の保持育成に任ずることになっている(日本銀行法第1、2条、以下括弧の中の数字は該当条文を示す)。従って、この規定により、日本銀行は、国会に対して責任を持つ政府の経済政策の一環として上記任務を行なうことになる。

②出資・定款

政府の55%の出資(5)。定款の主務大臣による認可(9-10)。

③政策委員会

政策委員会は金融政策の決定につき政府の認可を必要しない(13-2)。ただし、預金準備率の決定に際しては、大蔵大臣の認可を必要とする(「準備預金制度に関する法律」4-3)。また、実施した政策とその理由について、毎年、主務大臣を経由して国会に対し報告しなければならない(13-3-10)。

④政策委員会委員、役職員に関する政府の任命権

総裁・副総裁は内閣、理事は総裁の推薦により主務大臣、監事・参与は主務大臣(以上16)が任命する。また、職員は準公務員とされる(19)。

政策委員会の任命委員は両院の同意を得て内閣(13-4-6)が任命し、大蔵省・経済企画庁を代表する政府委員は議決権を持たない(13-8)。

⑤政府の役員解任権

総裁・副総裁は内閣が、理事・監事・参与は主務大臣が任命する。

その条件は①主務大臣の命令に違反 ②公益を害した時 ③日本銀行の目的達成上特に必要ありと認める時である。

⑥銀行券

日本銀行が発行するが(29)、銀行券の種類・様式は主務大臣が決定し(33)、発行限度は、閣議を経て、主務大臣が決定する(30)。

⑦経理

予算、準備金の積立、配当については主務大臣の認可を必要とする(37, 39)。

⑧政府の監督・業務命令権

主務大臣の監督を受け(42)、政府は業務、定款その他の命令権を持つ(43)。また、主務大臣は業務・財務状況につき報告を受け、検査を行ない、必要な命令をおこなう(44)。

主務大臣は、日本銀行に監理官を置き、業務・財務につき監視し、報告を命ずることができる。(45, 46)

以上を要約すると、現行法においては、

①日本銀行は、基本的には国・政府の政策の中で金融政策を担当すること。

②金融政策の決定は準備率の決定を除いて政策委員会に委ねられている(政府代表委員の議決権はない)。

③しかし、政府は役職員、政策委員の任命権、役職員の解任権を持ち、さらに、業務・財務その他について監視、監督、検査、命令権を持ち、日本銀行に対し報告義務を課している。

このように、現行法下にあっては、日本銀行の政策決定権と政府の監督ないし命令権との間の権衡が保たれていない。これは、政策委員会に関する規定が、法改正当時、GHQの意図によって、日本銀行法の体系的な改正を行なわずに、「木に竹を接ぐように」、便宜的に挿入された経緯に基づいている。また、日本銀行に対する政府の権限が強い上に、政府が任命権を持つ総裁の権限も著しく大きい(15)。

(2) 慣行上の関係

①金融政策に関する政府・日本銀行間の調整

「日本銀行がその機能と業務を円滑に遂行するためには、政府との連絡・意志疎通を充分に行なっておくことが不可欠であり」、総裁は「月例経済報告等に関する関係閣僚会議に出席」している⁽¹⁾。過去においても、通常、大蔵省と日本銀行の事務レベル、あるいは総裁と大蔵大臣ないし総理大臣との間で、話合いが行なわれていることは周知の事実である。

②政策委員会の現状

政策委員会は委員の多数決により金融政策を決定する。その議長は、日銀法では、委員の互選によると定められているが、法は、また、「議長決定せざるときは内閣は委員の中より議長を指名」できる（13—7）という規定があるため、これまで、総裁が議長を務めることが慣行となっている。政策委員会の決定に基づいて日銀重役会（通称、円卓一マルタク）が業務を執行するが、円卓では、定款により総裁のみが議決権を持つ⁽²⁾。

③役員・政策委員の任命

政策委員会議長である総裁は、日本銀行法公布（昭和17年）以降について見ると、昭和31年11月就任の山際正道（元大蔵次官、日本輸出入銀行副総裁）以後は、宇佐美洵（元三菱銀行頭取）の例外を除いて、大蔵省出身者と日銀出身者が交互に総裁に任命されるのが慣例となっている（表2参照）。また、副総裁、理事（7人中の1人は大蔵省出身）、監事に大蔵省出身者が就任する慣例や、昭和45（1970）年以降は、大蔵・日銀間相互の人事交流制度もある⁽³⁾。

政策委員会委員の内、いわゆる4名の任命委員には、都市銀行、地方銀行、商工業および農業に関して経験と知識を持つ者が任命されるが（13—4）、地方銀行代表は慣例として日本銀行出身者で地銀頭取経験者、商工業代表は元通産事務次官、農業代表は元農水事務次官が選任される場合が多い⁽⁴⁾。

(表2) 日本銀行総裁一覧(日本銀行法公布以降)

	氏名	就任日	出身
第15代	結城 豊太郎	S 12. 7. 27	日銀、大蔵大臣
16	渋沢 敬三	19. 3. 18	横浜正金銀行
17	新木 栄吉	20. 10. 9	日銀
18	一万田 尚登 (再任)	24. 6. 17 26. 6. 1	日銀
19	新木 栄吉	29. 12. 11	日銀
20	山際 正道 (再任)	31. 11. 30 36. 11. 30	大蔵省
21	宇佐美 淳	39. 12. 17	三菱銀行
22	佐々木 直	44. 12. 17	日銀
23	森永 貞一郎	49. 12. 17	大蔵省
24	前川 春雄	54. 12. 17	日銀
25	澄田 智	59. 12. 17	大蔵省
26	三重野 康	H 1. 12. 17	日銀

(資料) 日本銀行金融研究所「日本金融年表」1988年より作成

④予算

大蔵省銀行局総務課には日本銀行係が設置されており、日本銀行予算の査定が行なわれている⁽⁵⁾。

以上ののうに、政府・日銀間には、形式的にも、実質的にも、密接な関係が維持されており、それだけその時の政府の意志が反映される余地が大きい仕組みになっていると言える。

5. 我が国の金融政策の決定において政府が関与した事例

前述の通り、金融政策の決定は日本銀行の専管事項である。それは、日本銀行の政策委員会において行なわれる。しかし、決定に当っては、事務レベルあるいは総裁と政府間で「連絡・意志疎通」が行なわれ、過去において、その過程で日銀と政府の見解が分れ、日銀の主体性を発揮できなかった事例が少なからず発生した。これは、日本銀行が、以上で見てきたように、形式的にも、実質的にも、独立性が保証されていない

ことに由来するものである。

以下では、過去、日銀の金融政策決定（ここでは公定歩合政策に限定する）が、政府の干渉によって、タイミングを逸したり、変更を余儀なくされたりして、巧く行かなかった歴史的事実を挙げることにしたい。

我が国では、戦後の経済回復期、復興期においては一環して低金利政策が採られ、金融政策が政治問題化することはなかった。したがって、ここで採り上げる期間は、金融政策が「高率適用制度」中心から公定歩合操作を主軸とすることに改められた（公定歩合政策の復活措置）昭和30年8月以降ということになるが、実質的には、我が国経済の高度成長期以後となる。

①昭和32（1957）年3月の公定歩合引上げ

これは、金融政策の発動と政策転換の遅延を余儀なくされた典型的なケースとしてよく知られている⁽⁶⁾。

我が国経済は、昭和30年夏から31年9月にかけての数量景気を経て、いわゆる神武景気に拡大し、激しい物価上昇と大幅な国際収支赤字をもたらした〔我が国的主要経済指標については（表4）参照〕。このため、日銀は31年夏ごろから警戒的態度を探り始めた。しかし、高度経済成長を目指した池田大蔵大臣が、いわゆる千億円減税施策を実施しようとしていた矢先であったため、事務レベルでの調整がつかず、就任早々の山際総裁と池田大蔵大臣との折衝になり、高率適用制度の緩和という条件付で公定歩合引上げが実施されたのは、昭和32年3月20日で、本格的な引締めに入ったのは5月8日の第2次引上げからとなった。こうして引締めのタイミングが半年も遅れることになり、予防的・機動的金融政策の決定が実現しなかった⁽⁷⁾。

②昭和36（1961）年1月の引上げ

我が国経済は、昭和35年前半には落着きを取り戻したが、池田内閣が成立し、同内閣のいわゆる所得倍増計画に基づく高度成長政策によって、

企業の設備投資と輸入が著増し、36年の経常収支は大幅な赤字となつた。経済成長率は、先の神武景気を上回るものであり、岩戸景気と称せられる。国際収支の赤字は36年初から大幅な赤字を示し始めていた。

36年1月の引上げは、山際総裁が池田総理と日銀内部との間で板挟みとなった結果の決定であったが、それは当時、政府の積極的な低金利誘導に組みするものであるとして問題とされた。そして36年7月には、早くも公定歩合を引上げねばならなくなり、それが実証されることとなつた⁽⁸⁾。

③昭和38（1963）年3、4月の引上げ

池田総理と田中角栄大蔵大臣は、国際競争力強化のため我が国金利を国際金利水準に鞘寄せすべきであるとの考え方立っていた。しかし、日銀内部ではそれが金融政策の弾力的運用や金利機能の活用を妨げるという見地から反対する空気が強かった。結果としては、「公定歩合操作の弾力性のための条件整備」（山際総裁）という形で2回の引上げとなつたが、38年末には早くも我が国経済は引締めを必要とする段階を迎えることとなつた⁽⁹⁾。

④昭和39（1964）年3月の引上げ

山際総裁は、四たび、池田内閣の高度成長政策との相克に苦悩する。総裁は、38年11月ごろから、「景気の拡大テンポが速すぎる」との判断から、公定歩合引上げの必要性を感じながらも、政府側の反発から最終決断を下しかね、11月16日の準備率引上げで妥協した。39年に入っても、田中蔵相は公定歩合引上げに消極的であった。その後、国際収支悪化が顕著となった3月になって、やっと政府との意見調整が纏まり、引上げに踏切ったのは翌年3月となつた⁽¹⁰⁾。

⑤昭和47（1972）年6月の引下げ

46年末のいわゆるスミソニアン体制による円の大幅切上げに伴い、佐

藤首相、水田蔵相から公定歩合の引下げ（45年10月以降では第6次、46年12月の引下げに次ぐ）要請が強まり、46年5月、それまで引下げに否定的であった佐々木総裁が一転して引下げに賛意を示した。しかし、郵政省の貯金金利の引下げとの調整に手間取って、公定歩合の引下げが「棚ざらし」状態となり、引下げ決定は1ヵ月半後となった。

当時の経済は、46年以来のマネー・サプライの大幅増加（47年は26.5%増）に伴いインフレ・マインドが強まっていた。このような時期の引下げについて、「日本銀行百年史」は「本行はこの時点でいわゆる調整インフレ論にくみしたわけではないが」、「公定歩合の引下げがもたらすであろうインフレ的影響についての見方が甘かったこと、さらに通貨価値の安定を最大の使命とする中央銀行としてこの問題への取組み方が適切でなかつたことは遺憾ながら否定できない」と述べている⁽¹¹⁾。

⑥昭和48（1973）年4月の引上げ

田中首相は日本列島改造構想に基づく積極財政政策を推進し、金融緩和政策の下で、物価は騰勢を強めていった。47年夏ごろから日本銀行は警戒姿勢を採ったが、翌年1月になってようやく準備率の第1次引上げが決まり、さらに2月、「引締め強化が必要」とする日本銀行に対し、政府は時期尚早であるとした。また、国会での予算審議中の公定歩合の変更については、予算組替えの可能性があるとの考え方から、日銀・政府間の折衝が難航し、3月には第2次準備率引上げが行なわれたものの、公定歩合の引上げのタイミングを半年以上も遅らせることとなり、48～49年には大幅な物価の上昇を招くことになった⁽¹²⁾。

⑦昭和54（1979）年11月の引上げ

昭和53年末、いわゆる第2次石油危機が発生し、インフレ予防のため、日銀は54年4月および7月に公定歩合の引上げを行なった。日銀はその後も経済の拡大テンポと物価上昇に懸念を抱き、第3次引上げについて政府との意見調整に入ったが、10月の衆議院選挙で自民党が敗北したこと

とから政治的空白が生じ、政府側からの新内閣成立まで待つて欲しいとの要望が強かった。結局、為替相場の円安化が決め手となって、政局混迷下の引上げが実現したが、これは昭和47年の政策転換の遅れに対する反省に基づくものであった⁽¹³⁾。

⑧昭和61（1986）年11月の引下げ

1985年のいわゆるプラザ合意以降の金融政策は、為替レート調整のための国際的協調行動から来る政治的影響を受けることになった。当時の米国は1986年秋の中間選挙を前にして景気の失速を防止する必要があり、ボルカー連邦準備議長は日本および西ドイツの利下げを条件に、86年3月公定歩合を引下げた。

ベーカー財務長官およびボルカー議長は、宮沢蔵相と澄田総裁に利下げを働きかけた。日銀内部では、国内インフレを進行させるという反対論があり、澄田総裁も慎重な姿勢を示していたが、結局、政治的要請が重視され、利下げが決った⁽¹⁴⁾。

(表3) 公定歩合政策(関連分)一覧

	操作／幅	水準	首 相	藏 相	総 裁
①S 32. 3. 20	↑ 1厘	7.67%	①岸 信介	池田 勇人	山際 正道
② 36. 1. 26	↓ 1厘	6.57	①池田 勇人	水田三喜男	"
③ 38. 3. 20 4. 20	↓ 1厘 ↓ 1厘	6.21 5.84	②池田 勇人 " " " " " " " "	田中 角栄 " " " " " " " "	" " " " " " " "
④ 39. 3. 18	↑ 2厘	6.58	③池田 勇人	水田三喜男	佐々木 直
⑤ 47. 6. 24	↓ 0.5 %	4.25	③佐藤 栄作	愛知 摂一	"
⑥ 48. 4. 2	↑ 0.75	5.0	②田中 角栄	金子 一平	森永貞一郎
⑦ 54. 11. 2	↑ 1.00	6.25	①大平 正芳	竹下 登	澄田 智
⑧ 61. 11. 1	↓ 0.50	3.0	③中曾根康弘	橋本龍太郎	三重野 康
⑨H 1. 12. 25	↑ 0.50	4.25	①海部 俊樹		

(注) 左番号は本文に対応。操作：↑は引上げ、↓は引下げ。首相氏名頭部の
①は第1次内閣を表す。

(資料) 日本銀行「経済統計年表」、「日本金融年表」から作成。

(表4) KEY ECONOMIC STATISTICS OF JAPAN(1995~1993)

	Real GNP(a)	WPI (b)	CPI (c)	Current Balance(d)	M ₂ +CD (e)	Official Disc. Rates(f)	Exchange Rates(g)
1995(S 30)	12.1%	- 1.8%	- 1.5%	2.3	%	7.30%	
56(31)	8.4	4.4	0.9	- 0.3	11.6	7.30	
57(32)	9.7	3.0	2.9	- 6.2	4.3	↑ 8.40	
58(33)	3.5	- 6.5	1.0	2.6	18.8	7.30	
59(34)	13.4	1.0	1.3	3.6	20.0	7.30	
60(35)	15.1	1.2	3.2	1.4	21.1	6.94	
61(36)	13.9	1.0	5.2	- 9.8	20.2	↑ 7.30	
62(37)	5.3	- 1.7	6.7	- 0.5	20.2	6.57	
63(38)	12.0	1.8	7.4	- 7.8	24.0	5.84	
64(39)	10.5	0.4	* 3.9	- 4.8	15.3	↑ 6.57	
65(40)	6.3	1.1	6.6	9.3	18.0	5.48	
66(41)	11.2	2.8	5.1	12.5	16.3	5.48	
67(42)	10.9	2.3	4.0	- 1.9	15.5	5.84	
68(43)	12.8	1.0	5.3	10.4	* 15.6	5.84	
69(44)	12.1	1.8	5.2	21.1	17.3	* ↑ 6.25	
70(45)	8.1	3.6	7.7	19.7	18.3	6.00	357.65
71(46)	5.2	- 1.0	6.3	57.9	20.5	4.75	* 314.75
72(47)	9.0	1.7	4.9	66.2	26.5	4.25	301.10
73(48)	4.7	15.5	11.7	- 1.3	22.7	↑ 9.00	280.00
74(49)	- 0.2	27.7	23.2	- 46.9	11.9	9.00	300.94
75(50)	4.0	2.7	11.7	- 6.8	13.1	6.50	305.15
76(51)	4.0	5.5	9.4	36.8	15.1	6.50	293.00
77(52)	4.8	3.4	8.1	109.1	11.4	4.25	240.00
78(53)	5.1	- 0.6	4.7	165.3	11.7	3.50	195.10
79(54)	5.5	5.0	3.7	- 87.5	11.9	↑ 6.25	239.90
80(55)	3.2	15.0	7.7	- 107.4	9.2	7.25	203.60
81(56)	3.2	1.3	4.9	47.7	8.9	5.50	220.25
82(57)	3.5	0.5	2.8	68.5	9.2	5.50	235.30
83(58)	3.0	- 0.7	1.9	207.9	7.4	5.00	232.00
84(59)	4.5	0.1	2.3	350.0	7.8	5.00	215.58
85(60)	4.8	- 0.8	7.0	491.6	8.4	5.00	200.60
86(61)	3.9	- 4.7	0.3	858.4	8.7	3.00	160.10
87(62)	4.9	- 3.1	0.1	870.1	10.4	2.50	122.00
88(63)	6.0	- 0.5	0.7	796.3	11.2	2.50	125.90
89(H 1)	4.5	1.9	2.3	571.5	9.9	↑ 4.25	143.40
90(2)	5.1	1.1	3.3	337.0	11.7	6.00	135.40
91(3)	3.6	- 1.2	2.8	902.0	3.6	4.50	125.25
92(4)	0.7	- 1.5	1.6	1259.0	0.6	3.25	124.65
93(5)	- 0.1	- 1.8	1.2	1305.0	1.1	1.75	109.70

(Notes)

(a)Fiscal Year, Mark “-” shows the decrease. (b)Domestic WPI

(c)Tokyo Retail Price Index (1955~1963).

* Consumer Price Index (All Japan, General, 1964~).

(d)Units : U.S. \$100 Million, Mark “-” shows the deficit.

(e)Money Stock, Average Outstanding, C. Y., M₁(1955~1967).* M₂+Certificates of Time Deposit (1968~).

(f)Mark “↑” shows the increase of rates.

* The quotation of rate was revised from a per day to a per annum basis.

(g)Yen \$, Inter-bank Rates, Spot Closing, the end of year (1971~),

* Start of Floating Rate System (1971~).

(Source) The Bank of Japan : ECONOMIC STATISTICS ANNUALより作成。

⑨平成1（1989）年5月～2年8月の引下げ

この間2.5%から6%まで6回にわたって行なわれた引上げは、それまでの資産インフレ（いわゆるバブル）に対応したものであったが、初期の段階においての予防的引締めに対して政府の強い抵抗があり問題になった。特に、平成元年12月25日の引上げ（第3次）に際しては、就任早々の三重野総裁の決意（17日）に対する橋本龍太郎蔵相の「白紙撤回させる」との勢に一旦は取下げる事態となった。結局25日に実行されたが、橋本蔵相の発言は、日銀制度に関する認識不足に原因があったとは言え、大きな問題とされた⁽¹⁵⁾。

以上を総括すると、上記①、④、⑥、⑦、⑨のケースは政府の干渉により予防的金融引締め、あるいは金融引締めのタイミングを逸した事例、②、③、⑤のケースは政府の要請を受けた結果、政策の誤りが指摘されている事例、⑧は国際的政策協調の結果、通貨当局が受動的な政策を行なった事例である、と言うことができる（表3参照）。

〔注〕

- (1) 日本銀行「日本銀行の機能と業務」p16
- (2) 斎藤（1988）、p486
- (3) 日本経済新聞社（1989）、p213
- (4) 鈴木正俊（1992）、p40
- (5) 斎藤（1988）、p489
- (6) 島村（1987）、p175
- (7) 吉野（1976）、p296、「日本銀行百年史」第5巻p495
- (8) 吉野（1976）、p298、島村（1987）、p176
- (9) 島村（1987）、p176、「日本銀行百年史」第6巻p55
- (10) 「日本銀行百年史」（第6巻）p67
- (11) 「百年史」（第6巻）p385、鈴木淑夫（1993）p183。

鈴木淑夫（1993）は、「景気回復が始っていた1972年6月に、公定歩合を逆に引下げるという致命的誤りを犯した」と述べている。

- (12) 「百年史」(第6巻) p409
- (13) 同上p505
- (14) 岩田 (1992) p206、船橋 (1988) p78
- (15) 鈴木淑夫 (1993) p211、鈴木正俊 (1992) p50

V. 日本銀行制度の改革に向けて（結びに代えて）

以下においては、これまでの考察を踏まえて、まず、日本銀行制度改革（日本銀行法の改正）の必要性を指摘し、次いで、制度改革の方法に関する若干の提言を行なって結びとしたい。

1. これまでの要約

(1) 現行の日本銀行制度は、歴史的に見ると、その創生期においては、ベルギー国立銀行制度を範とし、日本銀行法制定に当っては、ドイツのライヒスバンクをその典拠とした。従って、日本銀行は生れながらにして「官立・官治的性格」を持ち、日本銀行法には全体主義的思想が流れている。

(2) 現行の日本銀行制度をドイツおよび米国のそれと比較すると、日本銀行は政府との関係が非常に密接で、金融政策については日本銀行の専管事項とされてはいるが、政府からの関与を受けやすい構造となっている。特に、その目的や理念に関する日本銀行法の規定は、今や、世界的に見て異色であると言わざるを得ない。

(3) 現行日本銀行制度の中心的問題点は、昭和35年の金融制度調査会答申に至る過程で充分論議された。これらは今日でも大いに参考となる。しかし、その後の内外の環境変化は大きく、環境変化を考慮して今後さらに検討すべきである。

(4) 特に、中央銀行の独立性と金融政策の中立性の確保は、国民経済

の安定的発展を図り、通貨価値の安定をその責務とする中央銀行にとって重要な必要条件である。現行の日本銀行制度は、法律上も、慣習上も、独立性が著しく弱い構造となっている。そのため、日本銀行は、過去、金融政策の決定に当って、少なからぬ政治的干渉を受け、その結果、日本経済に大きな混乱をもたらした。

2. 日本銀行制度改革の必要性

以上の考察から、現行の日本銀行制度は、できるだけ早期に、新しい時代に即したものに改めるべきであると考える。

その理由の第1は、戦中・戦後の経済・金融体制のリストラクチャリングの一環として必要であるということである。既に民間金融機関制度においては金融制度改革が実行段階にあるが、社会や経済の発展を支える最も重要な基盤の一つであり、金融制度の根幹である中央銀行制度の見直しを欠くことはできない。日本銀行法第1条および2条に定められた目的と指導理念は、戦時におけるファシズムの思想や「国家総動員法」的思想を反映したものであり、冷戦構造の終焉を迎えた平和と民主主義時代においては、同条文の存在自体が問われなければならない⁽¹⁾。

第2は、国際環境の変化に対応したものに改める必要があるということである。欧州においては、1991年にいわゆるマーストリヒト条約が合意され、現在、1999年のECの経済・通貨統合に向けて、準備が進められている中で、イタリア（1992年4月）、ベルギー（1993年3月）、フランス（1993年12月）、スペイン（1994年5月）では政策決定の独立性に関する法改正が終り、その他英国、ギリシャ等相次いで中央銀行の独立性を高める方向で、中央銀行法の改正が進められている⁽²⁾。経済・金融の国際化やグローバリゼイションが進展している今日、国際的政策協調を進めるためには、世界の中央銀行が共通の目標や制度のコンヴァージェンスが図られる必要性が高まっていると言える。こうした点は我が国の中銀銀行制度にとっても充分留意すべきである。

第3は、国内経済環境の大きな変化に即応した中央銀行制度が要請さ

れているということである。昭和35年の日本銀行制度改革に関する金融制度調査会答申以後、30数年を経過した。この間、我が国の経済環境は著しく変化した。経済の高度成長期においては、インフレに加えて外貨不足から来る国際収支が経済発展の「天井」であり、通貨の対外価値を示す為替レートは固定されていた。今日では、通貨価値と為替レートが経済の安定条件であり、これを監視し、必要な措置を講じていくことが金融政策当局の重要な役割となっている⁽³⁾。

第4は、金利の自由化・金融業務の自由化を含むいわゆる「金融の自由化」と「金融の証券化」が進展し、金融環境は大幅に変化した。このような広義金融市場の構造変化の中で、独り中央銀行制度のみが古い形をとどめることは出来なくなっている。

最後に、既に見てきたように、我々は、過去の幾つかの金融政策の失敗に注目しなければならない。金融政策の失敗は必ずしも中央銀行だけの責めに帰すべきものではない。むしろ、それは中央銀行の独立性と金融政策の中立性が、形式的にも実質的にも確保されていないという、現行の日本銀行制度そのものに求むべきであろう。

以上の理由から、日本銀行制度は、出来るだけ早い時期に、日本銀行法の改正によって、通貨価値の安定という重要な役割が充分果せるような方向で改革されなければならないと考える。

3. 日本銀行制度改革の方法

既に述べたように、日本銀行法改正についての過去2回の試みは失敗に終った。昭和35年の金融制度調査会答申では、政府と日本銀行の関係について合意が見られず、その役割を果すことができなかった。また、昭和40年の大蔵省の改正案は、政府側の一方的な考え方に基づいたものであったがために、国民的コンセンサスが得られず、国会提案が実現しなかった。

その後、日本銀行制度改革への表だった動きは見られない。それは金融制度調査会答申以来の政府側と日本銀行側の確執がその根本原因とな

っていると思われる。しかし、今や、内外環境の変化の中で、それを超越した視点からの検討と実行が要請されているのではないだろうか。とは言え、問題が簡単ではないことは充分推測できる。そこで日本銀行制度改革の方法として次のような提案をしたい。

第1に、この問題は、我が国社会・経済の基盤に係わる重要な問題であるので、当然ながら国レベルの会議の場で検討されるべきである。しかし、これまでの経験に学んで最早、大蔵大臣の諮問機関である金融制度調査会の場でこれを行なうべきではない。

むしろ、国会や総理大臣などの、金融制度調査会よりも高度なレベルにおける諮問・調査機関で審議すべきである。例えば、総理大臣の諮問機関である行政改革審議会がその参考となるであろう。新しい諮問・調査機関の委員は、特定の利益を代表しない、国民経済的立場に立ち、専門的な知識・経験豊かな資質を持つ者でなければならないであろうし、事務当局についても特別の配慮が必要となろう。新しい審議会ないし諮問機関は、例えば、特別立法による新しい「中央銀行制度調査会」の設置が望ましい。

第2に、学会、民間レベルにおいても、私的な調査・研究機関や議論の場を設けて、そこで大いに公論を起こすこと必要であろう。

第3に、既に、充分な検討が準備されているであろう主務官庁や日銀内部における率直な見解と情報の公開が必要であろう。

以上

[注]

- (1) 吉野(1963)は、「1939年、ナチスによって制定されたドイツ・ライヒスバンク法の深い影響を受けている……現行日本銀行法の戦時的非民主的な規定を根本的に改定すべきことは多くを述べるまでもない。……現行の国家総動員法的色彩の強い規定を払拭……する必要がある」と述べている(p205~206)。

斎藤(1988)は、「昭和17年という戦時下に制定された統制色がふんぶんとする現

行の日本銀行法を、このまま手をふれずに放置したままで今後の金融激動の時代に、日本銀行は通貨価値の安定に毅然として殉じていけるのだろうか。誰かが日銀法改正の鈴をつけなければならない」と述べている(p491)。

鈴木淑夫(1993)は、「諸外国における中央銀行と政府の関係を比較すると現行の日本銀行法の定める政府との関係は時代遅れであり、しかも曖昧さを含んでいる。これは現行法が第2次大戦中の1942年に制定されたため、戦争遂行を念頭においたファシズム(全体主義)の思想に立っており、さらに戦後1949年に、日本を占領していたGHQの公式、非公式の指示により、政策委員会の条文を木に竹を接ぐようにして付け足したからである」と述べている(p213~214)。

(2) 福井(1993)、鈴木淑夫(1993)参照。マーストリヒト条約は、欧洲通貨統合の最終段階(経済・通貨統合の第3段階)での欧洲中央銀行の創設・運営に当って、その独立性堅持について次の通り規定している。①欧洲中央銀行の最優先目標を物価安定とし、これを妨げない限りにおいてのみ、ECの一般経済政策を支援する。②金融政策運営に関して、いかなる政府の指示も受けない。これに伴い、各国では、中央銀行法の改正を進めている。その状況については、前掲「日本銀行月報」(1994年10月号)参照。

(3) 江口(1991)、(1993)参照。

[参考文献]

- [1] 鈴木淑夫(1993)「日本の金融政策」、岩波新書、1993年5月
- [2] 福井俊彦(1993)「中央銀行の使命と責務」、日本銀行調査月報、1993年7月
- [3] 江口英一(1985)『金融政策の効果と役割—「通貨量目標政策」のマクロ経済学的基礎』、一橋大学経済研究所『経済研究』、1985年7月
- [4] ———(1990)『政策運営と「信認」の問題について—日本銀行設立の背景に関する一検討』、同上、1990年10月
- [5] ———(1992)「通貨価値安定と中央銀行の政治からの独立について」、一橋大学経済研究所『経済研究』1992年4月
- [6] ———(1993)「金融政策の中立性と中央銀行の独立性」、成城大学『経済研究所年報』第6号、1993年4月

(136)

- [7] 下村治 (1958) 「日本銀行法改正問題に関連した中央銀行制度の基本問題について」、金融制度調査会専門委員（当時、大蔵省財務調査官）意見書、『財政金融統計月報』、1958年6月号
- [8] 松本重雄(1958)「中央銀行に関する意見書」、金融制度調査会専門委員(当時、日本銀行特別審議室長) 意見書、同上
- [9] 大蔵省銀行局編「中央銀行制度」—金融制度調査会答申及び関係資料、1960年12月
- [10] —————「中央銀行制度」—金融制度調査会関係資料、1960年5月
- [11] —————「大蔵省銀行局年報」昭和34、35年版、金融財政事情研究会
- [12] 吉野俊彦 (1938) 「日本銀行」岩波新書 No.486
- [13] ——— (1962) 「日本銀行制度改革史」、東京大学出版会、1962年7月
- [14] ——— (1976) 「歴代日本銀行総裁論」、毎日新聞社、1976年2月
- [15] 日本銀行金融研究所編「日本銀行の機能と業務」、1992年10月
- [16] —————「新版 わが国の金融制度」第6章、日本信用調査、1986年8月
- [17] —————「日本金融年表」、日本信用調査、1988年8月
- [18] 日本銀行編「図説 日本銀行」、財經詳報社、1993年3月
- [19] 日本銀行「日本銀行百年史」(第4～6巻)、日本信用調査、1986年
- [20] 日本銀行調査局「日本銀行—その機能と組織」、調特別特第2号、第9章、1967年4月
- [21] —————「中央銀行制度の諸問題」、日本銀行調特別第4号、1960年8月
- [22] 大内兵衛(1960)「日本銀行は誰のものか」、『朝日ジャーナル』、1959年11月8日号
- [23] 西川元彦(1984)「日本銀行—セントラル・キャッシングの歴史と理論」、東洋経済新報社、1984年
- [24] 古川顕 (1989) 「日本銀行」、講談社現代新書、1989年9月
- [25] 日本経済新聞社「日本銀行の研究」、日本経済新聞社、1989年3月
- [26] 鈴木正俊 (1992) 「誰が日銀を殺したか」、講談社、1992年6月

- [27] 田尻嗣夫 (1991) 「世界の中央銀行」、日本経済新聞社、1991年1月
- [28] 斎藤精一郎(1988) 「ゼミナール現代金融入門」、日本経済新聞社、1988年1月
- [29] D. マーシュ、行天豊雄監訳「ドイツ連銀の謎」、ダイヤモンド社、1993年1月
- [30] 島村高嘉 (1987) 「我が国の金融体制」、東洋経済新報社、1987年2月
- [31] 岩田一政 (1992) 「現代金融論」日本評論社、1992年3月
- [32] 船橋洋一 (1988) 「通貨烈烈」、朝日新聞社、1988年8月
- [33] 米国連邦準備制度理事会、日本銀行米国金融市場研究会訳「米国連邦準備制度—その目的と機能」、日本信用調査株、1985年12月
- [34] 高木仁 (1986) 「アメリカの金融制度」、東洋経済新報社、1986年5月
- [35] David M. Jones著、西脇文男訳「Fedウォッチング」日本経済新聞社、1987年7月
- [36] 相沢幸悦(1988) 「西ドイツの金融市場と構造」、東洋経済新報社、1988年11月
- [37] ———(1993) 「ドイツ連邦銀行の独立性と金融政策」、西村閑也・林直嗣編『現代世界の金融政策』、日本経済評論社、1993年5月
- [38] 吳文二 (1973) 「金融政策—日本銀行の政策運営」、東洋経済新報社、1973年
- [39] 翁邦雄(1993) 「金融政策—中央銀行の視点と選択」、東洋経済新報社、1993年
- [40] David Marsh著、相沢幸悦訳「ドイツ連銀の謎」、ダイヤモンド社、1993年1月
- [41] H. H. Francke (1992)、羽森直子訳「欧州中央銀行の抱える経過政策的、秩序政策的諸問題」、真継隆・A. オーバーハウザー編『EC市場統合とドイツ統一』、名古屋大学—フライブルグ大学共同研究会論文集、1992年3月
- [42] 木村滋 (1994) 「ドイツ・ブンデスバンク及び合衆国連邦準備制度と比較した欧州中央銀行制度の独立性」、姫路獨協大学「経済情報学研究」No.4、1994年8月
- [43] Iwata Kazumasa (1994), "Political Process of Monetary Policy Making in Japan", "Economic and Monetary Policy Cooperation", Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden
- [44] Thomas F. Cargill (1989), "Central Bank Independence and Regulatory

Responsibilities : the Bank of Japan and The Federal Reserve", Salomon Brothers Center for the Study of Financial Institutions , Monograph 1989-2

- [45] Patricia S. Pollard (1993) , "Central Banking Independence and Economic Performance" Federal Reserve Bank of St. Louis : Review, V.75, No. 4 , July/Aug. 1993
- [46] Deutsche Bundesbank (1987) , "The Deutsche Bundesbank" , Special Serries No. 7, 2 nd edition Oct. 1987
- [47] H. Schneider, H-J. Hellwig, D. J. Kingsman (1986) , "The German Banking System" , Fritz Knapp Verlag, Frankfurt am Main, 1986
- [48] David R. Kamerschen (1992) , "Money and Banking" , Tenth Edition, South-Western Publishing Co., Cincinnati Ohio, 1992
- [49] SHIONOYA TSUKUMO (1962) , "Problems Surrounding the Revision of The Bank of Japan Law" , The Beckhart Foundation.
- [50] Pollard , P . S . (1993) , "Central Bank Independence and Economic Performance" , Federal Bank of St. Louis : Review, vol.75, No. 4 July/ August

(資料1) 日本銀行条例とベルギー国立銀行条例

日本銀行条例 (明治十五年六月二十七日) 太政官布告第三十二号	白耳義国立銀行条例 (一八五〇年) 五月五日公布
第一条 日本銀行ハ有限責任トシ本行ノ負債 弁償ノ為メ株主ノ負担スヘキ義務ハ株金ニ 止マルモノトス	第一条 白耳義国立銀行ノ名称ヲ以テ一銀行 ヲ設立シ其本店ヲブリュッセル市に置ク
第二条 日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置クヘシ各 府県ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所 ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデ ンス」ヲ締約スルコトヲ得但シテ出張所 ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデ ンス」ヲ締約スルトキハ其事由ヲ大蔵卿に 具状シテ其許可ヲ受クヘシ又大蔵卿ニ於テ 支店出張所ヲ要用ナリトスル時ハ銀行ニ命 シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ	第二条 銀行ハ各州首市及其他設置ノ必要ア ル地方ニ割引所ヲ設置ス政府ハ本銀行ト協 議ノ上必要アリト認ムル地ノ各割引所ニ割 引委員ヲ附属セシム
第三条 日本銀行ノ営業年限ハ開業ノ日ヨリ 満三十年トス但株主総会ノ決議ニ依リ営業 ノ延期ヲ請願スルコトヲ得	第三条 銀行ノ営業期限ハ二十五年トス
第四条 日本銀行ノ資本金ハ壹千万円ト定メ 之ヲ五万株ニ分チ一株式百円トス但株主総 会ノ決議ニ依リ資本金ノ増加ヲ請願スルコ トヲ得	第四条 資本金ハ二千五百万法トシ之ヲ二万 五千株ニ分チ一株ヲ千法トシ記名若クハ無 記名トス
第五条 日本銀行ノ株券ハ總テ記名券トナシ 日本人ノ外壳買譲与スルヲ許サス	
第六条 日本銀行ノ株主トナラントスモノハ 大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ	
第七条 資本金總額五分ノ一即チ貳百万円ノ 入金アル時ハ営業ヲ開始スルヲ得ヘシ但資 本金募集ノ手続ハ定款ヲ以テ定ムル者トス	第五条 各株式ノ五分ノ三ニ当ル金額ノ払込 アリタル時ハ営業ヲ開始スヘシ 著シキ損失ヲ蒙リタルトキハ銀行重役ハ千 五百万法迄資本金ヲ補充セシム
第八条 営業上ニ於テ損失ヲ生シ資本現入金 額ノ内幾分ヲ減少シタル時ハ其事由ヲ審明 シ資本入金残額ヨリ其欠額ニ充ル迄ノ金額 ヲ追募スヘシ	業務ノ拡張ニ依リ必要ヲ生スル時ハ資本金 ノ払込ヲ命スルコトヲ得払込ノ方法及条件 ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム
第九条 事業ノ伸張ニ由リ資本入金ノゾウカ を要スル時ハ之ヲ資本入金残額ヨリ追募ス ヘシ	払込延滞ノ金額ニ對シテハ三分ノ利子ヲ徵 シ銀行ノ所得トス
第十条 純益金總額ヨリ株主割賦金ヲ引去リ	第六条 積立金ヲ設置シ之ヲ下ノ用途ニ使用

日本銀行条例（明治十五年六月二十七日） （太政官布告第三十二号）	白耳義国立銀行条例（一八五〇年） （五月五日公布）
其残額ヨリ少クトモ十分ノーッ下ノ目的ヲ 以テ積立金ト為ス可シ 第一 資本金ノ損失ヲ補フ 第二 割賦金ノ不足ヲ補フ	ス 一、資本金欠損補充 二、資本金ニ対スル配当ヲ年五分ニ達セシ ムル為メノ利益補充 積立金トシテ引去ルヘキ金額ハ純利益ヨリ 資本金ニ対スル年六分ノ配当ヲ引去リタル ハ残高ノ少クトモ三分ノートス
第十一條 日本銀行ノ営業ハ下ノ如シ 第一 政府発行ノ手形為換手形其他商業手 形等ノ割引ヲ為シ又ハ買入ヲ為ス事 第二 地金銀ノ売買ヲ為ス事 第三 金銀貨或ハ地金銀ヲ抵当トシテ貸金 ヲ為ス事 第四 予テ取引約定アル諸会社銀行ハ商人 ノ為メニ手形金ノ取立ヲ為ス事 第五 諸預リ勘定ヲ為シ又ハ金銀貨貴金属 並諸証券類ノ保護預リヲ為ス事 第六 公債証書政府発行ノ手形其他政府ノ 保証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵当トシテ当座 勘定貸又ハ定期貸ヲ為ス事 但其金額及ヒ利子ノ割合ハ總裁副總裁理 事監事ニ於テ時々決議シ大蔵卿ノ許可ヲ 受クヘシ	第七条 年六分ノ配当金超過額ノ六分ノーッ 以テ政府ノ所得トス 第八条 本銀行ノ営業ハ下ノ如シ 一、銀行定款ニ規定スル範囲内ニ於テ為替 手形、其他商取引ヨリ生シタル手形及大 蔵省証券ヲ割引シ又ハ買入ルコト 二、金銀ノ売買ヲ為スコト 三、地金銀、金銀貨ヲ担保トシテ貸付ヲ為 スコト 四、個人若クハ会社ノ委託ニ依リ手形ノ取 立ヲ為スコト 五、通貨ノ当座預リヲ為シ又ハ証券、貴金 属、金銀貨ノ保護預ヲ為スコト 六、銀行重役会及監事会ニ於テ定時ニ決定 シ大蔵大臣ノ許可ヲ得タル制限及方法ニ 基キ、内国公債証書若クハ政府ノ保護ア ル他ノ証券ヲ担保トシテ当座貸若クハ短 期貸付ヲ為スコト 第九条 第八条ニ規定セルモノノ外銀行ハ一 切一切他ノ業務ヲ営ムコトヲ得ス 銀行ハ借入ヲ為スコトヲ得ス、又不動産ヲ 抵当トシハ工業会社ノ株券ヲ担保トシテ 貸金ヲ為スコトヲ得ス 自己ノ株券ニ対シ貸付ヲ為シ又ハ之カ買戻 ヲ為シコトヲ得ス 直接間接ニ工業上ノ企業ニ関係シ又ハ前条 第二号ニ掲クルモノノ外商業ヲ営ムヲ得ス、 且銀行ノ営業上ニ必要ナルモノノ外不動産 ヲ取得スルコトヲ得ス
第十二条 日本銀行ハ第十一條ニ記載スル事 業ノ外下ニ掲クル件々ハ勿論其他諸般ノ営 業ニ関涉スルコトヲ得ス 第一 不動産及ヒ銀行又ハ諸会社ノ株券ヲ 抵当トシテ貸金ヲ為ス事 第二 本銀行ノ株券ニ対シテ貸金ヲ為シ又 ハ此株券ノ買戻ヲ為ス事 第三 諸工業会社ノ株主タルハ勿論直接間 接ヲ問ハス工業ニ関係スル事 第四 本支店出張所ヲ開設スル為メ必要ナ ル者ノ外一切他ノ不動産ノ所有主タル事	

日本銀行条例（明治十五年六月二十七日） 太政官布告第三十二号	白耳義国立銀行条例（一八五〇年） 五月五日公布
第十三条 政府ノ都合ニ依リ日本銀行ヲシテ 国庫金ノ取扱ヒニ従事セシムヘシ	第十一条 銀行ハ法律ノ定ムル条件ニ従ヒ國庫 出納役ノ事務ニ従事スヘシ
第十四条 日本銀行ハ兌換銀行券ヲ發行スル ノ權ヲ有ス但此銀行券ヲ發行セシムル時ハ 別段ノ規則ヲ制定シ更ニ頒布スル者トス	第十二条 貯金所設立セラルル時ハ政府ハ本 銀行ヲシテ其業務ヲ取扱ハシムルノ權ヲ有 ス、其業務ハ一般行務ト分離独立セルモノ ニシテ其組織ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第十五条 日本銀行ハ諸手形及ヒ切手ヲ發行 スルヲ得ヘシ	第十三条 政府ハ銀行ト協議ノ上銀行券ノ様 式、發行ノ方法及各種銀行券ノ發行金額ヲ 定ム
第十六条 日本銀行ハ公債証書ヲ買入又ハ之 ヲ売扱フコトヲ得ヘし但此場合ニ於テハ大 藏卿ノ許可ヲ受クヘキモノトス	第十四条 銀行券ハブリュッセルニ於ケル銀 行本店ニ於テ兌換ス 政府ハ銀行券ヲ國庫ヘノ仕払ニ用ユルコト ヲ許可スルコトヲ得
第十七条 日本銀行ハ總裁一人副總裁一人理 事四人ヲ以テ綜理スル者トス此外ニ監事三 人乃至五人ヲ置クヘシ	第十五条 銀行ハ資金振替ノ便ヲ図リ一覧後 数日払ノ送金手形ヲ發行スルコトヲ得
第十八条 總裁副總裁ハ任期五ヶ年トシ總裁 ハ勅任副總裁ハ奏任トス但任期中ハ他ノ官 職ヲ兼任スルヲ得ス	第十六条 銀行ハ其払込資本ニ超過セサル範 囲内ニ於テ政府ノ認許ヲ経テ公債証書ヲ所 有スルコトヲ得 銀行重役会カ監事會ノ同意ヲ得テ請願シ大 藏大臣之ヲ許可シタルニ非サレハ銀行ハ如 何ナル取得ヲモ為スコトヲ得ス
	第六条规定ノ積立金ヲ公債証書ニ運用スヘ シ
	第十七条 銀行ノ事務ハ總裁一名理事六名ニ テ綜理ス
	第十八条 此他ニ監事會ヲ設ケ又割引委員會 ヲ設ク
	第十九条 總裁ハ五ヶ年ノ任期ヲ以テ国王之 ヲ任命ス總裁ハ任期中上院若クハ下院ノ議 員トナリ又ハ政府ヨリ恩給金ヲ受クルコト ヲ得ス

日本銀行条例（明治十五年六月二十七日） （太政官布告第三十二号）	白耳義国立銀行条例（一八五〇年） （五月五日公布）
	上下両院中ノ議員ニシテ總裁ノ任命ヲ受ケ 之ヲ承諾シタル時ハ直ニ議員タル資格ヲ失 フモノトス 總裁ニシテ両院中ノ議員ニ選出セラレタル モノハ新任務ヲ受諾セル旨ヲ通告セル後ニ 非サレハ議員ノ資格ニテ宣誓スルコトヲ得 ス
第十九条 理事ハ株主総会ニ於テ撰挙シ大蔵 卿ノ命スル者トス但創立第一回ハ五ヶ年ノ 任期ヲ以テ大蔵卿之ヲ特命スヘシ 監事ハ株主総会ニ於テ之ヲ撰挙シ理事監事 ノ任期ハ定款ヲ以テ定ムルヘシ	第二十条 理事及監事ハ株主総会之ヲ選挙ス 但シ（開業）最初ノ理事ハ任期ヲ三ヶ年ト シテ政府之ヲ任命ス 理事及監事ノ任期及満期ノ順序ハ定款ノ規 定ニヨル
第二十条 理事監事ハ任期中他ノ銀行又ハ会 社等ノ役員タルヲ許サス	
第二十一条 大蔵卿は特ニ監理官ヲ日本銀行 ニ派出シテ諸般ノ事務ヲ監視セシムルヘシ	第二十二条 銀行ノ営業、特ニ割引及銀行券 発行ヲ監督スル為メ政府事務官（監理官） 一名ヲ置ク 其俸給ハ銀行重役会ト協議ノ上政府之ヲ定 ム 但銀行ノ負担トス
第二十二条 日本銀行ハ本支店出張所及ヒ約 定店ノ営業上百般ノ景況ヲ調査シ少クモ毎 月一回之ヲ大蔵卿へ報告ス可シ	第二十二条 銀行重役会ハ毎月本店及割引所 ノ実況ヲ政府ニ報告スヘシ、此報告ハ明月 官報ニ広告スルモノトス
第二十三条 日本銀行ハ本条例ノ旨趣ニ基キ 銀行定款ヲ作り政府ノ許可ヲ受クヘシ但定 款ヲ改正シ又ハ定款外ノ事件ヲ処スル時ハ 株主総会ニ於テ決議シ政府ノ許可ヲ受く可 シ	第二十三条 銀行ノ定款は本条例ノ趣旨に遵 ヒ改正スヘシ定款ハ国王ノ許可ヲ受クヘシ、 定款ノ改正ハ株主総会ノ要請及政府ノ承認 アルニ非サレハ之ヲ行フヲ得ス
第二十四条 政府ハ日本銀行諸般ノ業務ヲ監 督シ其営業上条例定款ニ背戾スル事ハ勿論 政府ニ於テ不利ト認ル事件ハ之ヲ制止スヘ シ	第二十四条 政府ハ總テ営業上ニ就キ監督權 ヲ有シ、法律、定款及國家ノ利益ニ反スル 行為ハ之ヲ制止スルコトヲ得
第二十五条 此条例ヲ改正増削スル時ハ其施 行ノ日ヨリ三ヶ月以前ニ之ヲ布告スヘシ	第二十五条 発券銀行ハソシエテー、アノニ ームノ形式ニヨリ且法律ニ依ルニ非サレハ 株式組織ヲ以テ創立スルヲ得ス

日本銀行条例（明治十五年六月二十七日） (太政官布第三十二号)	白耳義国立銀行条例（一八五〇年） (五月五日公布)
	<p>一八五〇年国立銀行条例補則</p> <p>第二十六条 銀行ハ強制通用力アル紙幣ヲ流通ヨリ回収スヘシ 右紙幣引上ニ基ツクセイフの白耳義銀行ニ 対スル債務完済迄政府ハ国立銀行ニ対シ法 貨トシテ該紙幣ヲ使用シ又ハ国立銀行券ヲ 発行スルノ権能ヲ賦与ス 右ニ依ル紙幣及銀行券ノ発行額ハ如何ナル 場合ニ於テモ引上ケラレタル紙幣及引上ケ ラレサル紙幣ノ総額ヲ超過スルヲ得ス 一八四八年三月二十日及五月二十二日ノ法 律ニ定ムル権限、保証、特權及抵当ニ関ス ル規定ノ効力ハ右引上完了迄存続スルモノ トス</p> <p>第二十七条 本法ノ第九条ノ規定ヲ茲に繰返 ス 割引銀行ハ国立銀行設立ト共ニ之ヲ廃止ス 政府ハ国立銀行設立ト共ニ一八四八年五月 二十二日法律第七条ニ基キ国庫ノ発行セル 紙幣回収ノ権限ヲ有ス</p> <p>第二十八条 国立銀行ハ本法公布後六ヶ月以 内ニ設立スヘシ 本法公布ニ際シテハ政府ノ副署ト共ニ官 報ニ依リ公示セラルヘキコトヲ命ス 一八五〇年五月五日 ブリュッセルニテ レオポルド</p>

(出所) 吉野俊彦「日本銀行制度改革史」東大出版会、1962年5月、P87

(資料2) ドイツライヒスバンク法と日本銀行法

	ドイツライヒスバンク法 1939年6月15日	日本銀行法 昭和17年(1942年)2月14日
性 格	国家の無制限主権に服従 委託された任務の範囲内で国家社会主義の政治目的を実現、特にドイツ国通貨価値安定の確保 重役会は国の官庁たる地位を有す (前文) (第28条)	日本銀行ハ国家経済総力ノ適切ナル發揮ヲ図ルタメ国家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス (第1条)
目的任務	国内的、対外的通貨及支払取引の調節 公益に適ひ国民経済上の目的に合する方法により国内における遊休資金の利用に努める (第2条)	日本銀行ハ専ラ国家目的ノ達成ヲ使命トシテ運営セラルベシ (第2条)
監 督	總統に直隸する公法人 總統の指令に従いその監督を受く (第1条)	日本銀行ハ主務大臣之ヲ監督ス (第42条) 主務大臣ハ日本銀行ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ日本銀行ニ對シ業務ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ変更ソノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得 (第43条) 主務大臣ハ日本銀行ニ對シ業務及財産ノ状況ニ關シ報告ヲ為サシメ、検査ヲ為シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得 (第44条) 主務大臣ハ特ニ日本銀行監理官ヲ置キ日本銀行ノ業務ヲ監視セシム (第45条)
重 役 会	総裁及他の重役会員は銀行の指導及管理を行う 重役会においては総裁が統裁権を有する (第3条)	総裁ハ日本銀行ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス (第15条) 総裁、副総裁及理事ハ役員集会ヲ組織シ當銀行ノ業務ノ執行ニツキ重要ナル事項ヲ審議ス、役員会は総裁之ヲ統裁ス (定款第24条)
重 役	総裁は総裁及他の重役会員の任命権を有す (第4条) 総裁及他の重役会員の任期は総統が定める (第4条) 総統は何時にも総裁及他の重役会員の罷免権を有す (第4条)	総裁、副総裁ハ勅裁ヲ經テ政府任命 理事ハ総裁ノ推薦シタル者ノ中ヨリ主務大臣任命 (第16条) 総裁、副総裁ノ任期ハ5年、理事ノ任期ハ4年 (第17条) 日本銀行ノ役員ノ行為ガ法令定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害

	ドイツライヒス銀行法 1939年6月15日	日本銀行法 昭和17年(1942年)2月14日
重役 (続)		シタルトキ又ハ日本銀行ノ目的達成上特ニ 必要アリト認ムルトキハ総裁及副総裁ニ付 テハ内閣、理事監事及参与に付テハ主務大 臣之ヲ解任スルコトヲ得 (第47条)
資本金	資本金 1億5千万ライヒスマルク 持分所有権はドイツ国民、ドイツ國 内に住所を有する法人及企業に限る (第11条)	資本金 1億円 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ 5千500万円 ヲ日本銀行ニ出資スベシ (第5条)
株主総会	持分所有者総会は決算及営業報告の 受理 総裁の提案に基き増資決議 (第12条)	
監理会	総裁は重役会に対する顧問会を組織 し会長となる (第6条) 顧問会は特別の件につき重役会に助 言することを任務とし銀行の管理及 業務に干渉してはならない (定款第4条)	参与ハ日本銀行ノ業務ニ関スル重要事項ニ 付総裁ノ諮詢ニ応ジ又ハ総裁ニ対シ意見ヲ 述ブルコトヲ得 (第15条)
銀行券	銀行券発行の独占権を有す (第2条) 流通銀行券に対し同額の準備保有を 要す 準備物件 3か月以内の優良手形、小切手 3か月以内の国大藏省手形 上場確定金利付証券、1か年以内の 国大藏省証書、3か月以内のロンバ ルド貸付に基く債券、隨時処分し得 る金及外国為替 自己の裁量により外国との支払取引 を規整し且つ通貨価値を維持するに 必要と認むる金及外国為替の保有義 務 (第21条) 確定価格による金地金買入の義務 国民経済上の公正な目的に使用せら れることを確実と認められる場合に	日本銀行ハ銀行券ヲ発行ス、銀行券ハ公私 一切ノ取引ニ無制限ニ通用ス (第29条) 主務大臣ハ前条ノ銀行券ノ発行限度ヲ定ム ルベシ (第30条) 日本銀行ハ必要アリト認メルトキハ主務大 臣ノ認可ヲ受ケ前条ノ発行限度ヲ超エテ銀 行券ヲ発行スルコトヲ得 (第31条) 日本銀行ハ銀行券発行高ニ対シ同額ノ保証 ヲ保有スルコトヲ要ス、前項ノ保証ハ左ノ 各号ノ1ニ該当スルモノナルコトヲ要ス 1. 商業手形、銀行引受手形、其ノ他ノ手 形 2. 第20条第2号、又ハ第22条第1項ノ規 定ニヨル貸付金 3. 国債 4. 第20条第5号ノ其ノ他債券 5. 外国為替 6. 地金銀 (金銀貨ヲ含ム)

	ドイツライヒスバンク法 1939年6月15日	日本銀行法 昭和17年(1942年)2月14日
銀行券 (続)	限り確定価格により金地金を売却 (第14条)	前項第1号、第2号及第5号ノ手形、貸付 金及外国為替ハ3月以内ニ満期ノ到来スル モノナルコトヲ要ス、但シ主務大臣ノ認可 ヲ受けたるときは此ノ限ニ在ラズ(第32条)
業務	3か月以内の優良手形、小切手の売 買 3か月以内の国大蔵省手形の売買 金融市場調節のため上場確定利付証 券並に1か年以内の国大蔵省証券の 売買 金及外国為替の売買 金、優良手形、3か月以内の大蔵省 手形、重役会の指定した確定利付証 券、国並に州の1か年以内の大蔵省 証券、登録国債、内地所在商品を担保 とする3か月以内のロンバルド貸付 預金の受入 (第13条) 国庫金の受入 国債事務の処理 (第15条)	商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形ノ割 引 (第20条) 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形、國 債其ノ他ノ債券ノ売買(第20条) 地金銀ノ売買 (第20条) 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ外國為 替ノ売買ヲ為スコトヲ得 (第23条) 手形、國債其ノ他ノ有価証券、地金銀又ハ 商品ヲ担保トスル貸付 (第20条) 預り金 (第20条) 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國庫金ノ 取扱ヲ為スベシ (第26条)
財政に対 する信用 供与の限 度	国政府に対し当座信用供与、国有鉄 道、国有郵便に対し当座信用供与 (第16条) 国政府に対する当座信用供与の金額 は総統が定める、国有鉄道、国有郵 便に対する当座信用供与の限度は通 産2億ライヒスマルク (第16条) 3か月以内の大蔵省手形の保有並に これを担保とする貸付の最高額は総 統が定める (第13条)	日本銀行ハ政府ニ対シ担保ヲ徵セズシテ貸 付ヲ為スコトヲ得 日本銀行ハ國債ノ応募又ハ引受ヲ為スコト ヲ得 (第22条)
公定歩合	公定歩合は重役会が定めこれを広告 する (第13条)	日本銀行ハ割引ニツキ基準トナルベキ割引 歩合及貸付ニツキ基準トナルベキ貸付利子 歩合ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ (第21条)

	ドイツライヒスバンク法 1939年6月15日	日本銀行法 昭和17年(1942年)2月14日
経理	純利益より 資本金の額に達するまで10%を法定準備金に繰入れる 若干の任意準備金 持分所有者に5%の配当、残額は国庫に納付 (第24条)	日本銀行ハ毎事業年度毎ニ準備金トシテ損失填補及配当準備ノ為剩余金ノ20分ノ1ヲ積立ツベシ 日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ準備金ノ外目的ヲ定メ積立ヲ為スコトヲ得 日本銀行ハ剩余金中ヨリ払込出資金額ニ對シ配当ヲ為サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ但シ其ノ配当ハ年5分ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ 日本銀行ハ剩余金中ヨリ第1項及第2項ノ規定ニヨル準備金並ニ前項ノ規定ニ依ル配当金ヲ控除シタル残額ヲ事業年度経過後2月以内ニ政府ニ納付スベシ (第39条)
備考	法律公布者 総統 ヒットラー 経済大臣 フンク 大蔵大臣 クロージック なお、総裁はフンク経済大臣の兼任	法律公布者 御名御璽 内閣總理大臣 東条英機 大蔵大臣 賀屋興宣 日本銀行法は昭和17年成立以来今日まで政策委員会その他若干の改正が加えられているが、ここでは昭和17年公布の原形のみを掲げるに止めた

(出所) 日本銀行調査局「中央銀行制度の諸問題」調特別特第4号、昭和35年8月

(資料3)

日本銀行法	日本銀行制度に関する答申
(昭和十七年二月二十四日公布法律第六十七号)	昭和35年9月20日 金融制度調査会
改正 昭和二十一年十一月二十五日公布大蔵省令第百一号	
昭和二十二年四月一日公布法律第四十六号	
昭和二十二年十二月十七日公布法律第百九十七号	
昭和二十三年七月七日公布法律第百十号	
昭和二十四年六月三日公布法律第百九十二号	
昭和二十六年六月十五日公布法律第二百三十九号	
昭和二十七年七月三十一日公布法律第二百七十号	
昭和二十七年七月三十一日公布法律第二百八十四号	
昭和二十九年五月十三日公布法律第九十五号	
昭和三十年七月二十日公布法律第七十四号	
昭和三十二年五月二十七日公布法律第百三十五号	
昭和四十六年三月三日公布法律第五号	
昭和四十七年五月一日公布法律第二十二号	
昭和六十二年六月一日公布法律第四十二号	
第一章 総則	第1 総則
第一条 日本銀行ハ國家経済総力ノ適切ナル 発揮ヲ図ル為国家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、 金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズル ヲ以テ目的トス	1 目的 日本銀行は銀行券の独占的発行権を有し、 通貨信用の調節に任ずることを目的とする 法人とする。
日本銀行ハ法人トス	
第二条 日本銀行ハ専ラ国家目的ノ達成ヲ使命 トシテ運営セラルベシ	2 運営の理念 日本銀行は国民経済の健全な発展のため、 通貨価値の安定を図ることをもって運営の 理念としなければならないものとする。 政府は日本銀行の運営理念を尊重するとともに、日本銀行はその任務を行うに当たり、 政府と密接な協力を保たなければならないものとする。
第三条 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ通 貨及金融ニ関スル國ノ事務ヲ取扱フモノト ス 前項ノ事務ノ取扱ニ要スル経費ハ法令ノ定 ムル所ニ依リ日本銀行ノ負担トス	
第四条 日本銀行ハ本店ヲ東京都ニ置ク 日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地 ニ支店若ハ主張所ヲ設置シ又ハ主務大臣ノ 指定スル者ヲシテ業務ノ一部ヲ代理セシム ルコトヲ得	
第五条 日本銀行ノ資本金ハ一億円トシ之ヲ 百万口ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百円トス	3 資本 日本銀行は資本金額の定めのない特殊法

日本銀行法	日本銀行制度に関する答申
政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル五千五百万円 ヲ日本銀行ニ出資スペシ	人とする。
第六条 削除	
第七条 日本銀行ハ出資ニ対シ出資証券ヲ發行ス 前項ノ出資証券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	4 営業所 日本銀行は主務大臣の認可を受けて、必要な地に支店もしくは出張所を置きまたは金融機関その他を代理店とすることができるものとする。
第八条 出資者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ持分ヲ譲渡スコトヲ得	
第九条 日本銀行ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スペシ 一 目的 二 名称 三 本店、支店及出張所ノ所在地 四 資本金額、出資及資産ニ關スル事項 四ノ二 政策委員会ニ關スル事項 五 役員ニ關スル事項 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項 七 銀行券ノ発行ニ關スル事項 八 事業年度 九 経理ニ關スル事項 十 公告ノ方法 定款ノ変更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ勅力ヲ生ゼズ	5 定 款 日本銀行の定款の作成及びその変更は主務大臣の認可を受けるものとする。
第十条 日本銀行ハ勅令ノ定ムル所ニ依り登録ヲ為スコトヲ要ス 前項ノ規定ニ依リ登録スペキ事項ハ登録ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ	
第十二条 削除	
第十三条 日本銀行ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ処置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム 日本銀行ノ解散シタル場合ニ於テ払込資本金額ヲ超ユル残余財産ハ國庫ニ帰属ス	
第十四条及第五十七条並ニ非訟事件手続法第	

日本銀行法	日本銀行制度に関する答申
<p>三十五条第一項ノ規定ハ日本銀行ニ之ヲ準用ス</p> <p>第一章ノ二 政策委員会</p> <p>第十三条ノ二 日本銀行ニ政策委員会ヲ置ク 政策委員会ハ第十三条ノ三第一号ニ規定スル日本銀行ノ業務ノ運営、中央銀行トシテノ日本銀行ノ機能及他ノ金融機関トノ契約関係ニ関スル基本的ナル通貨信用ノ調節其ノ他ノ金融政策ヲ國民經濟ノ要請ニ適合スル如ク作成シ指示シ又ハ監督スルコトヲ任務トス</p> <p>第十三条ノ三 政策委員会ハ左ノ事項ヲ掌</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第二章ニ規定スル職員ニ依り行ハレル日本銀行ノ業務ノ運営ニ関スル基本方針ノ決定 二 第二十条第一号ノ割引歩合及同条第二号ノ貸付利子歩合ノ決定及変更 三 第二十条第一号ノ規定ニ依リ日本銀行ノ割引ク手形ノ種類及条件並ニ同条第二号ノ規定ニ依リ日本銀行ノ為ス貸付ノ担保ノ種類、条件及価額ノ決定及変更 四 国内金融期間、外国銀行、商社、法人又ハ個人ノ間ニ於テ第二十条第五号ノ規定ニ依リ日本銀行ノ売買スル電信為替、銀行引受手形、為替手形及有価証券ニ付行フ公開市場操作ニ於ケル種類、条件及価額並ニ開始及停止ノ時期ノ決定及変更 五 臨時金利調整法第二条ノ規定ニ依ル金利ノ最高限度ノ決定、変更又ハ廃止 六 準備預金制度ニ関スル法律第四条ノ規定ニ依ル準備率又ハ基準日等ノ設定、変更又ハ廃止 七 銀行(日本銀行ヲ除ク)、信託会社、保険会社、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会其ノ他貯金ノ受入ヲ為ス組合ノ証券業者(証券取引法第二条第九項ニ規定スル 	<p>第2機関</p> <p>1 政策委員会</p> <p>(1) 権限 政策委員会は次の事項を掌るものとする。</p> <p>(イ) 日本銀行法または他の法律により日本銀行に属せしめられた金融政策上の権能の行使</p> <p>(ロ) 日本銀行の経費の予算、資産の評価、決算その他経理に関する事項の決定</p> <p>(ハ) その他日本銀行の業務の運営に関する基本方針の決定</p>

日本銀行法	日本銀行制度に関する答申								
<p>証券会社及外国証券業者ニ関スル法律第二条第二号ニ規定スル外国証券会社ヲ謂フ)ニ対スル貸付及投資並ニ貸付ノ担保ノ種類、条件及価額ノ限度ニ関スル統制ノ決定及変更</p> <p>八 日本銀行ノ経費ノ予算、資産ノ評価、決算其ノ他経理ニ関スル事項ノ決定</p> <p>九 前各号ニ掲グルモノノ外法律又ハ契約関係ニ依リ政策委員会ニ委任セラレタル信用ノ調整ニ関スル政策事項及金融機関ノ検査</p> <p>十 左ニ掲グル事項ニ関シ主務大臣ヲ経由シテ行フ国会ニ対スル毎年ノ報告</p> <p>イ 金融機関ノ状態及運営</p> <p>ロ 必要ナル法律ノ改正</p> <p>ハ 当該年中ニ於ケル監督政策ノ変更</p> <p>ニ 実施シタル政策及其ノ理由</p> <p>第十三条ノ四 政策委員会ハ委員七任ヲ以テ組織ス</p> <p>委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ</p> <p>一 日本銀行総裁</p> <p>二 大蔵省ヲ代表スル者一人</p> <p>三 経済企画庁ヲ代表スル者一人</p> <p>四 金融業ニ関シ優レタル経験ト識見ヲ有スル者二人 内一人ハ地方銀行ニ関シ経験ト識見ヲ有スル者トシ他ノ一人ハ大都市銀行ニ関シ経験ト識見ヲ有スル者トス</p> <p>五 商業及工業ニ関シ優レタル経験ト識見ヲ有スル者一人</p> <p>六 農業ニ関シ優レタル経験ト識見ヲ有スル者一人</p> <p>前項第四号乃至第六号ニ掲グル委員(以下任命委員ト称ス)ハ両議院ノ同意ヲ得テ内閣ニ於テ之ヲ命ズ</p> <p>任命委員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル委員ト看破ス</p> <p>任命委員ノ給与及ノ他政策委員会ノ経費</p>	<p>(2) 構 成</p> <p>政策委員会は委員9人で構成するものとする。</p> <p>委員の構成は次の通りとする。</p> <table> <tbody> <tr> <td>日本銀行総裁</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>政府代表(大蔵省及び経済企画庁)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>日本銀行副総裁</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>任命委員</td> <td>4人</td> </tr> </tbody> </table>	日本銀行総裁	2人	政府代表(大蔵省及び経済企画庁)	2人	日本銀行副総裁	2人	任命委員	4人
日本銀行総裁	2人								
政府代表(大蔵省及び経済企画庁)	2人								
日本銀行副総裁	2人								
任命委員	4人								

日本銀行法	日本銀行制度に関する答申
ハ日本銀行ノ負担トス	
第十三条ノ五 任命委員ノ任期ハ四年トス但シ補欠ノ任命委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス	(3) 会議 政策委員会の議長は日本銀行総裁がこれに当たるものとする。 政府代表委員は議決権を有しないものとする。 政策委員会の議事は議決権を有する委員の過半数をもってこれを決するものとする。
委員ハ再任サルルコトヲ得 第一項ノ規定ニカカハラズ任命委員ハ国会ノ閉会又ハ衆議院ノ解散ノ場合ニ於テ任期満了シタルトキハ其ノ後最初ニ開カルル国会ニ於テ両議院ノ同意ヲ得テ内閣ガ任命委員ヲ命ズル迄ノ間ナホ在任スルモノトス 四年ノ任期ヲ満了セザル任命委員ハ退職後二年間政策委員会ニ依リテ監督サルル金融機関ニ地位ヲ占ムルコトヲ得ズ	
第十三条ノ六 任命委員ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ヲ除キ在任中其ノ意ニ反シテ罷免セラルルコトナシ 一 禁治産、準禁治産又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ 二 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ 三 心身ノ故障ニ因リ職務ノ遂行ニ堪ヘザルモノト内閣ニ於テ認メタルトキ 四 職務上ノ義務ニ違反シ委員ニ適セザルモノト内閣ニ於テ認メタルトキ前項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ内閣ハ当該任命委員ヲ罷免スベシ	(4) 委員の権利及び義務 日本銀行総裁、副総裁及び任命委員はその政策上の意見の故をもって解任せられることはないものとする。 日本銀行総裁、副総裁及び任命委員は職務上知り得た秘密を他に洩らしてはならないものとする。
第十三条ノ七 政策委員会ニ議長ヲ置ク 議長ハ政策委員会ガ設置セラレ又ハ議長ガ欠ケタル後三十日以内ニ委員ノ互選ニ依リ之ヲ定ム当該期間中ニ議長決定セザルトキハ内閣ハ委員中ヨリ議長ヲ指名スベシ 議長ハ政策委員会ノ会務ヲ總理シ之ヲ代表ス	2 任命委員 (1) 選任の基準 任命委員は、金融政策につき識見のある人であることを必要とし、広く金融業もしくは産業に深い経験を有する者または学識経験ある者の中から選任するものとする。
第十三条ノ八 第十三条ノ四第二項第二号及第三号ニ掲グル委員ハ政策委員会ニ於テ議決権ヲ有セズ 政策委員会ノ議事ハ議決権ヲ有スル委員ノ過半数ヲ以テ決ス	(2) 任命 任命委員は内閣が任命するものとする。 (3) 任期 任命委員の任期は4年とする。 (4) 身分上の制約 任命委員は法令により公務に従事する委員とみなされるものとする。 任命委員は公選による公職の候補者となること、政治活動をなすこと、内閣の許可ある場合を除くの外報酬ある他の職務に従事すること、商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行なうこと等の行為は禁止されるものとする。
	3 総裁及び副総裁

日本銀行法	日本銀行制度に関する答申
第十三条ノ九 任命委員ハ在任中左ノ各号ノ一二該当スル行為ヲ為スコトヲ得ズ 一 国会若ハ地方公共団体ノ議会ノ議員其ノ他公選ニ依ル公職ノ候補者ト為リ又ハ積極的ニ政治活動ヲ為スコト 二 内閣ノ許可アル場合ヲ除クノ外報酬アル他ノ職務ニ從事スルコト 三 商業ヲ営ミ其ノ他金銭上ノ利益ヲ目的トスル業務ヲ行フコト	(1) 日本銀行に総裁1人、副総裁2人を置くものとする。 (2) 総裁は日本銀行を代表し、政策委員会の定める方策に従い、その業務一般を執行するものとする。 副総裁は総裁を補佐するものとし、総裁事故あるときはその職務を代理し、総裁欠員のときはその職務を行うものとする。
第二章 職 員	(3) 任 命 総裁は内閣が任命するものとする。 副総裁は総裁の推薦に基づいて内閣が任命するものとする。
第十四条 日本銀行ニ役員トシテ総裁副総裁各一人、理事三人以上、監事二人以上及参与若干人ヲ置ク	(4) 任 期 総裁及び副総裁の任期は5年とする。
第十五条 総裁ハ日本銀行ヲ代表シ政策委員会ノ定ムル方策ニ従ヒ其ノ業務一般ヲ執行ス 副総裁ハ総裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ総裁欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ 副総裁及理事ハ総裁ヲ補佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ノ業務ヲ執行ス 監事ハ日本銀行ノ業務ヲ監査ス 参与ハ日本銀行ノ業務ニ関スル重要事項ニ付総裁ノ諮問ニ応ジ又ハ総裁ニ対シ意見ヲ述ブルコトヲ得	(5) 身分上の制約 総裁及び副総裁は法令により公務に従事する職員とみなされるものとする。 総裁及び副総裁は主務大臣の許可を受けた場合を除き、兼職を禁止するものとする。
第十六条 総裁及副総裁ハ内閣ニ於テ之ヲ命ズ 理事ハ総裁ノ推薦シタル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ 監事ハ主務大臣之ヲ命ズ 参与ハ金融業若ハ産業ニ從事スル者又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ 総裁及副総裁ノ任期ハ五年、理事ノ任期ハ四年、監事ノ任期ハ三年、参与ノ任期ハ二年トス	4 監 事 日本銀行に監事3人以内を置くものとする。 監事は日本銀行の業務及び経理の監査、決算の審査を行うものとし、事業年度ごとに主務大臣にその結果を報告するものとする。 監事は内閣が任命するものとする。 監事の任期は3年とする。 監事は法令により公務に従事する職員とみなされるものとする。 監事は主務大臣の許可を受けた場合を除き兼職を禁止するものとする。
第十七条 総裁ハ日本銀行ノ本店、支店又ハ出張所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有スル代理人ヲ選任	5 参 与 日本銀行に参与若干名を置くものとする。 参与は日本銀行の政策及び業務に関する

日本銀行法	日本銀行制度に関する答申
スルコトヲ得	重要事項につき、政策委員会の諮問に応じ または政策委員会に対し意見を述べるもの とする。
第十八条 総裁、副総裁、理事及監事ハ他ノ 職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ 認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ	参与は金融業もしくは産業に從事する者 または学識経験ある者の中から主務大臣が 任命するものとする。
第十九条 日本銀行ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ 公務ニ從事スル職員上看做ス	参与の任期は2年とする。
前項ノ職員ノ範囲ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	
第三章 業務	
第二十条 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノト ス	第3 通貨信用政策上の権能
一 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形 ノ割引	1 主要政策手段 日本銀行は通貨信用の調節を行なうため 下記の機能を保有するものとする。 (1) 割引または貸付の基本方針ならびに割 引歩合及び貸付利子歩合の決定及び変更 (2) 公開市場操作の基本方針ならびにその 諸条件の決定及び変更 (3) 準備預金制度による準備率の設定及び 変更
二 手形、国債其ノ他ノ有価証券、地金銀 又ハ商品ヲ担保トスル貸付	
三 預り金	2 証券金融の規制 日本銀行は金融機関(短資業者を含むものとする。)の証券業者(証券金融会社を含むものとする。)に対する資金の供給及びその条件等につき規制することができるものとする。
四 内国為替	前項の規制には主務大臣の認可を要する ものとする。
五 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形、 国債其ノ他ノ債券ノ売買	
六 地金銀ノ売買	3 輸入金融の規制 日本銀行は輸入担保率の決定及び変更に 關し、政府に対し勧告をすることができる ものとする。
七 手形ノ取立、保護預り其ノ他前各号ノ 業務ニ附隨スル業務	
第二十一条 日本銀行ハ前条第一号ノ割引ニ 付基準ト為ルベキ割引歩合及同条第二号ノ 貸付ニ付基準ト為ルベキ貸付利子歩合ヲ定 メ公告スベシ	4 政府との關係 A案 主務大臣は、日本銀行の政策が政府 の政策の遂行に支障をきたすおそれあり と認め、その調整に関し日本銀行総裁と 話し合うも協議の整わない場合は、日本 銀行に対し、日本銀行の政策に関し、必 要な指示をすることができるものとする。 ただし、日本銀行の運営の理念に反する
第二十二条 日本銀行ハ政府ニ對シ担保ヲ徵 セズシテ貸付ヲ為スコトヲ得 日本銀行ハ国債ノ応募又ハ引受ヲ為スコト ヲ得	
第二十三条 日本銀行ハ必要アリト認ムルト キハ外国為替ノ売買ヲ為スコトヲ得	
第二十四条 日本銀行ハ国際金融取引上必要 アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ 外国金融機関ニ對シ出資ヲ為シ若ハ資金ヲ 融通シ又ハ外国金融機関ト為替決済ニ關ス ル取引ヲ為スコトヲ得	
第二十五条 日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受	

日本銀行法	日本銀行制度に関する答申
ケ信用制度ノ保持育成ノ為必要ナル業務ヲ行フコトヲ得	ものであってはならない。
第二十六条 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ国庫金ノ取扱ヲ為スベシ	前項の事実のあった場合は、日本銀行は国会に対する報告書中にその経緯を記載しなければならないものとする。
第二十七条 日本銀行ハ本法ニ規定セザル業務ヲ行フコトヲ得ズ但シ日本銀行ノ目的達成上必要アル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラズ	B案 主務大臣は、日本銀行の政策が政府の政策の遂行に支障をきたすおそれありと認め、その調整に関し日本銀行総裁と話し合うも協議の整わない場合は、日本銀行に対し、日本銀行の政策に関し、一定期間、その議決の延期を請求することができるものとする。
第二十八条 主務大臣ハ日本銀行ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ銀行其ノ他ノ金融機関ニ対シ日本銀行ノ業務ニ協力セシムル為必要ナル命令ヲ為スコトヲ得	
第四章 銀 行 券	第4 業 務
第二十九条 日本銀行ハ銀行券ヲ発行ス 前項ノ銀行券ハ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用ス	1 業 務 日本銀行は下記の業務を行なうものとする。 (1) 商業手形、銀行引受手形その他の手形の割引 (2) 手形、国債その他の有価証券を担保とする貸付 (3) 国債その他の有価証券を担保とする当座貸越 (4) 商業手形、銀行引受手形、その他の手形、国債その他の債券の売買 政府短期証券の売買は、市場価格のない場合は、市中金利を勘案して適当に定めた価格によるものとする。
第三十条 主務大臣ハ閣議ヲ經テ前条第一項ノ銀行券ノ発行限度ヲ定ムベシ 主務大臣前項ノ発行限度ヲ定メタルトキハ之ヲ公示ス	(5) 通貨信用の調節を図るため特に必要があると認める場合には、日本銀行自ら手形を振出し、これを売買することができるものとする。
第三十一条 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前条第一項ノ発行限度ヲ超エテ銀行券ヲ発行スルコトヲ得但シ十五日ヲ超エ其ノ発行ヲ継続セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ	(6) 預り金 (7) 内国為替業務 (8) 地金銀の売買 (9) 外国為替の売買 (10) 手形の取立、
第三十二条ノ二 日本銀行ハ十五日ヲ超エテ発行限度ヲ超ユル銀行券ノ発行ヲ継続シタル場合ニ於テハ十六日以後のノ発行限度ヲ超ユル銀行券ノ発行高ニ対シ其ノ日数ニ応ジ主務大臣ノ定ムル割合ヲ以テ発行税ヲ納ムベシ	2 対政府信用
第三十二条 日本銀行ハ銀行券発行高ニ対シ同額ノ保証ヲ保有スルコトヲ要ス 前項ノ保証ハ左ノ各号ノ一二該当スルモノナルコトヲ要ス 一 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形 二 第二十条第二号又ハ第二十二条第一項	

日本銀行法	日本銀行制度に関する答申
ノ規定ニ依ル貸付金 三 国債 四 第二十条第五号ノ其ノ他ノ債券 五 外国為替 六 地金銀（金銀貨ヲ含ム） 前項第一号、第二号及第五号ノ手形、貸付 金及外国為替ハ三月以内ニ満期ノ到来スル モノナルコトヲ要ス但シ主務大臣ノ認可ヲ 受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ 第二十四条ノ規定ニ依リ外国金融機関ニ対 シ出資ヲ為シタル場合其ノ他特別ノ必要アル 場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルト キハ第二項各号ニ該当セザル有価証券又ハ 債権ヲ以テ第一項ノ保証ニ充ツルコトヲ得 日本銀行ハ第二項各号及前項ノ保証ノ価格 ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ 主務大臣ハ第二項第一号乃至第四号及第四 項ニ掲グルモノニ付各別ニ保証ニ充ツルコ トヲ得ル金額ノ限度ヲ定ムベシ	(1) 政府短期証券の応募、引受または政府 に対する一時貸付は、原則として、政府 短期証券の公募の不可能な場合に限って 行うことができるものとする。 (2) 長期国債の応募、引受、政府に対する 長期貸付は、特別の理由がある場合に、 国会の議決を経た範囲においてのみ行う ことができるものとする。
第三十三条 銀行券ノ種類及様式ハ主務大臣 之ヲ定ム 主務大臣前項ノ種類及様式ヲ定メタルトキ ハ之ヲ公示ス	3 国庫金の取扱い 日本銀行は法令の定めるところにより國 庫金の取扱いを行うものとする。 前項のため必要ある場合には金融機関に 預け金をすることができるものとする。
第三十四条 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所 ニ依リ銀行券発行高ヲ公告スベシ	4 緊急貸出 日本銀行は金融秩序の混乱を回避するた め緊急已むを得ないと認めたときは、主務 大臣の認可を受けて、本答申の条項に拘ら ず、その取引先に対し特別の条件で貸出を することができるものとする。
第三十五条 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所 ニ依リ本店、支店又ハ出張所ニ於テ染汚、 毀損其ノ他ノ事由ニ因リ通用シ難キ銀行券 ヲ無手数料ニテ引換フベシ	5 他業の制限 日本銀行は本答申に規定しない業務を行 なうことはできないものとする。 ただし、他の法令により事務の委託を受け たとき及び日本銀行の目的達成上必要ある 場合において主務大臣の認可を受けたとき はこの限りでない。
第三十六条 日本銀行ハ銀行券ノ製造及銷却 ノ手続ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ	第5 銀行券 1 銀行券の発行 日本銀行は公私一切の取引に無制限に通 用する銀行券の独占的発行権を有するもの とする。
第五章 経理	
第三十七条 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所 ニ依リ毎事業年度ノ経費ノ予算ヲ定メ事業 年度開始迄ニ之ヲ主務大臣ニ提出シ認可ヲ 受クベシ之ニ重大ナル変更ヲ加ヘントスル	

日本銀行法	日本銀行制度に関する答申
トキ亦同ジ	2 発行の保証 日本銀行は銀行券発行高に対し同額以上の保証を保有しなければならないものとする。
第三十八条 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ毎事業年度ニ財産目録、貸借対照表及損益計算書ヲ作成シ毎事業年度経過後二月以内ニ之ヲ主務大臣ニ提出シ承認ヲ受クベシ	3 保証物件の種類ならびに要件 保証物件は次の各号の1に該当するものでなければならないものとする。 (1) 地金銀 (2) 外国為替 (3) 商業手形、銀行引受手形その他の手形 (4) 政府及び民間に対する貸付金 (5) 国債 (6) 国債以外の債券 前項第2号の外国為替、第3号の手形及び第4号の貸付金は3月以内に満期の到来するものでなければならないものとする。ただし、主務大臣の認可を受けたときはこの限りでない。
第三十九条 日本銀行ハ毎事業年度ニ準備金トシテ損失墳補及配当準備ノ為剩余金ノ二十分ノーッ積立ツベシ 日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ準備金ノ外目的ヲ定メ積立ヲ為スコトヲ得 日本銀行ハ剩余金中ヨリ払込出資金額ニ對シ配当ヲ為サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ但シ其ノ配当ハ年五分ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ 日本銀行ハ剩余金中ヨリ第一項及第二項ノ規定ニ依ル準備金並ニ前項ノ規定ニ依ル配当金ヲ控除シタル残額ヲ事業年度経過後二月以内ニ政府ニ納付スベシ 前項ノ規定ニ依ル納付金額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法人税法ニ依ル所得、臨時利得税法ニ依ル利益及地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）ニ依リ事業税ヲ課スル場合ニ於ケル所得ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス	日本銀行は、特別の必要がある場合において、主務大臣の認可を受けたときは、第1項各号に該当しない有価証券または債権をもって保証に充てができるものとする。 日本銀行は、第1項各号及び第3項の物件について適正な保証の価格を定めなければならないものとする。
第四十条 削除	4 種類及び様式 銀行券の種類及び様式は主務大臣が定める。
第四十一条 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ毎事業年度ノ事業ノ概況ヲ公告スベシ	第6 経理 1 経費の予算 日本銀行の毎事業年度の経費の予算は主務大臣の認可を受けるものとする。 2 準備金 日本銀行は法定準備金の外主務大臣の認可を受け特定目的のため積立をすることができるものとする。
第六章 監督	
第四十二条 日本銀行ハ主務大臣之ヲ監督ス	
第四十三条 主務大臣ハ日本銀行ノ目的達成上特ニ必要アリト認ムルトキハ日本銀行ニ對シ必要ナル業務ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ変更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得	
第四十四条 主務大臣ハ日本銀行ニ對シ業務及財産ノ状況ニ關シ報告ヲ為サシメ、検査	

日本銀行法	日本銀行制度に関する答申
ヲ為シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得 第四十五条 主務大臣ハ特ニ日本銀行監理官ヲ置キ日本銀行ノ業務ヲ監視セシム	3 決 算 決算は主務大臣の承認を受けるものとする。 4 納 付 金 全額納付金制度とする。
日本銀行監理官ハ何時ニテモ日本銀行ノ業務及財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得 日本銀行監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ日本銀行ニ命ジ業務及財産ノ状況ヲ報告セシムルコトヲ得 日本銀行監理官ハ日本銀行ノ諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得 第四十六条 日本銀行ノ役員ノ行為ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害シタルトキ又ハ日本銀行ノ目的達成上特ニ必要アリト認ムルトキハ總裁及副總裁ニ付テハ内閣、理事、監事及参与ニ付テハ主務大臣之ヲ解任スルコトヲ得	第7 国会に対する報告 日本銀行は毎年主務大臣を経由し、国会に対し、当該年中における金融情勢、実施した政策およびその理由等につき報告しなければならないものとする。 第8 監 督 日本銀行は主務大臣が法律の定めるところに従い監督するものとする。 主務大臣は日本銀行に対し、業務の状況に關し報告させ、またはその職員に検査をさせることができるものとする。
第七章 罰 則 第四十七条 日本銀行ガ本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反シタルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ五千円以下ノ過料ニ処ス副總裁又ハ理事ノ掌理スル業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ処スルコト亦同ジ	第9 罰 則 本答申の諸条項の実効を期するため、所要の罰則を規定するものとする。
附 則 第四十八条 本法施行ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム 第五十条 日本銀行条例ニ依ル日本銀行（以下旧日本銀行ト称ス）ハ第五十一条乃至第六十条ノ規定ニ依リ本法ニ依ル日本銀行（以下日本銀行ト称ス）ト為ルモノトス	

(付)

「中央銀行制度」(大蔵省銀行局編, 金融制度調査会答申及び関係資料)序(抜萃)

(6) 金融制度調査会における「答申」の決定

「特別委員会報告」は、4月21日の金融制度調査会に提出され、その検討を経たのち、調査会によって了承された。その結果「日本銀行制度に関する答申」が決定されたわけである。以下に「答申」の主要な内容をあげておこう。

① 目的及び運営の理念

まず、日本銀行はどのような目的のために存在するのかという問題について、「日本銀行は銀行券の独占的発行権を有し、通貨信用の調節に任することを目的とする法人とする」と規定している。

また、このような目的をもって存在している日本銀行を運営して行く上での指導理念としては、「国民経済の健全な発展のため、通貨価値の安定を図ること」と規定し、政府はこの運営の理念を尊重すべきこと、日本銀行はその任務を行うに当って、政府と密接な協力を保つべきことを特記している。

② 資本

「日本銀行は資本金額の定めのない特殊法人とする」と規定している。

③ 政策委員会

政策委員会は、日本銀行総裁1、同副総裁2、政府代表(大蔵省及び経済企画庁)2、任命委員4の合計9人で構成され、日本銀行総裁が議長となる。任命委員の選任については、「金融政策につき識見のある人」を、「広く金融業もしくは産業に深い経験を有する者または学識経験ある者」の中から選任することとしている。

政策委員会の権限は、「(イ) 日本銀行法または他の法律により日本銀行に属せしめられた金融政策上の権能の行使、(ロ) 日本銀行の経費の予算、資産の評価、決算その他経理に関する事項の決定、(ハ) その他日本銀行の業務の運営に関する基本方針の決定」とされ、役員としての理事を廃止したことと相俟って、政策委員会が日本銀行の意思決定及び業務執行の最高機関として機能しうるよう配慮されている。

④ 通貨信用政策上の権能

日本銀行にどの範囲までの通貨信用政策上の権能を与えるかという問題に関して、まず、公定歩合政策、公開市場政策、準備預金政策の3政策手段は、これを主務大臣の認可に係らしめることなく、日本銀行に委ねることとした。更に選択的信用調整と呼ばれている一連の政策手段については、主務大臣の認可を条件として証券金融規制の権限を日本銀行に委ね、また輸入担保率変更についての勧告権を日本銀行に与えることとした。

次に政府と日本銀行との間の意見の相違が生じた場合、いかにしてこれを調整するかについては、委員の間でも意見がわかれ、政府の指示権を提案するA案と、政府の議決延期権を提案するB案とが併記されることとなった。

⑤ 業務

業務については、(イ) 日本銀行売出手形制度を創設したこと、(ロ) 政府短期証券の応

募、引受、政府に対する一時貸付は、原則として、政府短期証券の公募が不可能な場合に限ることとしたこと、(イ) 長期国債の応募、引受、政府に対する長期貸付は、特別の事由がある場合に、国会の議決を経た範囲内においてのみ行いうることとしたこと、(ニ) 「信用制度の保持育成」の規定にかえて、緊急貸出の規定をおくこととしたこと等が新しい提案である。

⑥ 銀 行 券

発券制度については、銀行券の発行を制度的に拘束しないこととしている。

(7) 説明書の作成

上記の「日本銀行制度に関する答申」は、金融制度調査会における審議の結論のみを列記したものであるので、これを大蔵大臣に答申するにあたっては、審議の過程において述べられた意見や、結論に到達するまでの経過・理由等を記述した「説明書」を附することが、4月21日の調査会で決定された。また、各委員の特に採録を希望される意見も、説明書の中に織り込むことが併せて決定された。このような線に沿って、5月以降、舟山委員を中心として説明書作成の作業が進められて来たのであるが、9月に至って、説明書最終案の完成を見、これを9月20日の金融制度調査会に諮ってその了承を得た。かくて、金融制度調査会は昭和35年9月20日、大蔵大臣に対し「日本銀行制度に関する答申ならびに説明書」を提出し、3年余に亘る中央銀行制度の審議に終止符を打ったのである。

3 む す び

以上、中央銀行制度に関する答申決定にいたるまでの金融制度調査会の審議経過について、解説を行なったが、最後に金融制度調査会が、深い省察に根ざした卓抜した意見の開陳と、活気ある討論とに終始したことなどを記しておきたい。ご熱心にこの問題の検討に参加された委員、参考人の方々に対し、金融制度調査会会长として深く感謝の意を表する次第である。

決定された答申は、遺憾ながら、全会一致の結論ではない。特に、政府と中央銀行との関係については、A、B両案を併記するという形になっている。しかし、これは、現在のわが国の政治的、経済的な状態そのものが、どちらかの主張を決定的にするほどには固まっていないところから来るものと考えられる。むしろ、現在の政治経済状態を前提とする以上、二つの考え方を併記することこそが、事の実体を正確に反映しているとさえいえるかも知れない。

このように、答申としては不完全なものとなつたが、中央銀行制度に関する諸々の問題点・論点は能う限り網羅したつもりである。将来、時あって中央銀行制度の問題が、再び俎上に上せられるとき、本調査会の答申ならびに説明書、付属文書は、必ずや数多くの有益な足がかりを提供するであろう。

また、これら資料の公表を機会に、中央銀行制度や金融政策に対する国民各位の関心を一層深めることができれば、幸いこれに過ぎるものはない。

昭和35年12月

金融制度調査会会长 渋澤 敏三